

平成 5 年度

女子雇用管理基本調査

結果報告書

労働省婦人局

は し が き

本報告書は、「平成5年度女子雇用管理基本調査」の結果をとりまとめたものである。この調査は、主要産業における女子労働者の雇用の実態等を総合的に把握することを目的としており、平成5年度は、育児休業制度等の実施状況及び介護休業制度、女子再雇用制度の実施状況等について調査を行った。

労働者が職業生活と家庭生活とを両立しつつ、その能力や経験を生かすことのできる環境を整備することが極めて重要なこととなっており、特に育児や介護を行う労働者の職業生活の継続が困難になることのないよう支援することが不可欠である。

本調査は、「育児休業等に関する法律」が平成4年4月1日から施行され1年を経過した時期に実施されたものであり、本報告書が労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための対策に努力されている関係各位の御参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施に当たって多大の御協力をいただいた調査対象事業所各位に対し、深く感謝する次第である。

平成6年8月

労働省婦人局長

松 原 亘 子

目 次

第1章 調査の概要	1
第2章 調査結果の概要	5
I 育児休業制度等に関する事項	5
1 育児休業制度	5
(1) 育児休業制度の規定の有無、種類	5
(2) 育児休業制度の内容	5
イ 対象者	5
ロ 休業期間	5
(3) 育児休業中及び育児休業後の労働条件等の取扱い	6
イ 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の有無	6
ロ 休業中の労働者負担分の社会保険料の支払方法	6
ハ 育児休業を取得した者の定期昇給の取扱い	6
ニ 賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い	7
ホ 復職後の賃金の取扱い	7
ヘ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い	7
ト 育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置	7
チ 復職後の職場・職種	7
(4) 育児休業制度の利用状況	7
イ 出産者	7
ロ 育児休業取得者	7
ハ 代替要員の採用状況	8
(イ) 代替要員を採用した事業所	8
(ロ) 育児休業取得者に対する代替要員の採用状況	8
ニ 育児休業終了後の復職状況	9
ホ 取得した育児休業期間	9
2 育児のための勤務時間の短縮等の措置	9
(1) 勤務時間の短縮等の措置	9
イ 措置の有無、根拠	9
ロ 措置の内容	10
ハ 措置の利用者	10
(2) 事業所内託児施設	11

Ⅱ 介護休業制度等に関する事項	11
1 介護休業制度	11
(1) 介護休業制度の導入状況	11
(2) 介護休業制度の内容	12
イ 最長休業期間	12
ロ 対象となる要介護者の範囲	12
ハ 介護休業を取得できる労働者と要介護者との関係	13
ニ 介護休業を取得できる労働者の範囲	13
ホ 申請手続	13
ヘ 取得回数	13
ト 休業期間中の賃金等の取扱い	13
チ 休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法	14
(3) 介護休業制度の利用状況	14
(4) 介護休業制度の実施検討予定	15
2 介護のための勤務時間短縮等の措置	15
(1) 勤務時間短縮等の措置の導入の状況	15
(2) 勤務時間短縮等の措置の内容	15
イ 勤務時間短縮等の措置の形態	15
ロ 勤務時間短縮等の措置の受けられる期間	15
(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況	16
(4) 勤務時間短縮等の措置の実施検討予定	16
Ⅲ 女子再雇用制度に関する事項	16
(1) 女子再雇用制度の有無、根拠	16
(2) 女子再雇用制度の導入時期	17
(3) 女子再雇用制度の利用状況	17
第3章 附属統計表	19

第 1 章 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女子労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成5年度は、育児休業制度等の実施状況及び介護休業制度、女子再雇用制度の実施状況等について調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地 域

日本国全域とする。ただし、一部離島等を除く。

(2) 産 業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とした。

イ 鉱 業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 運輸・通信業

ヘ 卸売・小売業、飲食店

ト 金融・保険業

チ 不動産業

リ サービス業（家事サービス業、外国公務を除く。）

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、一定の方法により産業別、規模別に抽出した約8,000事業所。

3 調査事項

次に掲げる事項とした。

(1) 事業所の属性に関する事項

(2) 育児休業制度等に関する事項

イ 育児休業制度

(イ) 制度規定の有無、種類

(ロ) 制度の内容

(ハ) 休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

(ニ) 制度の利用者の状況

ロ 勤務時間の短縮等働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置

(イ) 制度の有無、根拠、内容及び利用状況

(ロ) 託児施設の設置状況及び設置検討予定

(ハ) 経費等の援助措置

(ニ) その他の援助制度

(3) 介護休業制度等に関する事項

イ 介護休業制度

(イ) 制度の有無、根拠

(ロ) 制度の導入時期

(ハ) 制度の形態

(ニ) 制度の内容

(ホ) 制度の利用状況

(ハ) 制度の実施検討予定

ロ 勤務時間短縮等の措置

- (イ) 措置の有無、根拠
- (ロ) 措置の導入時期
- (ハ) 措置の内容
- (ニ) 措置の利用状況
- (ホ) 措置の実施検討予定

ハ 家族の介護を行う労働者に関するその他の措置

(4) 女子再雇用制度に関する事項

- (イ) 制度の有無、根拠
- (ロ) 制度の導入時期
- (ハ) 制度の利用状況

4 調査の対象期日

原則として平成5年5月1日現在とした。

ただし、制度、措置等の利用者数等に関する事項については、平成2年4月1日又は平成4年4月1日～平成5年3月31日又は平成5年5月1日までの間とした。

5 調査の実施期間

平成5年5月1日から5月31日までとした。

6 調査機関

労働省婦人局 ——— 都道府県婦人少年室

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成5年度女子雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

自計式通信調査の方法により行った。

8 集計方法

労働省婦人局において集計した。有効回収数は6,219事業所、有効回収率は77.7%であった。

9 調査対象企業の抽出

平成3年事業所統計調査により把握された事業所名簿に基づき、系統抽出法により抽出した。

なお、産業規模ごとの抽出率は次のとおりである。

産業・規模別調査事業所抽出率一覧表

産業	規 模	500人～	100～499人	30～99人
D 鉱	業	1/1	1/1	1/4
E 建 設	業	1/2	1/23	1/170
F 製 造	業			
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ		1/2	1/21	1/65
14 織 維 工 業		1/1	1/7	1/26
15 衣類・その他の繊維製品		1/1	1/8	1/43
16 木 材 ・ 木 製 品		1/1	1/2	1/11
17 家 具 ・ 装 備 品		1/1	1/3	1/12
18 パルプ・紙・紙加工		1/1	1/5	1/16
19 出版・印刷・同関連産業		1/1	1/7	1/33
20 化 学 工 業		1/2	1/10	1/19
21 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品		1/1	1/1	1/1
23 ゴ ム 製 品		1/1	1/3	1/7
24 なめし皮・同製品・毛皮		1/1	1/1	1/5
25 窯 業 ・ 土 石 製 品		1/1	1/6	1/28
26 鉄 鋼	業	1/1	1/5	1/13
27 非 鉄 金 属	業	1/1	1/4	1/8
28 金 属 製 品		1/2	1/10	1/44
29 一 般 機 械		1/3	1/17	1/52
30 電 気 機 器		1/7	1/31	1/77
31 輸 送 用 機 器		1/4	1/12	1/29
32 精 密 機 器		1/1	1/5	1/13
22,33,34 そ の 他		1/1	1/10	1/36
G 電気・ガス・熱供給・水道業		1/1	1/6	1/8
H 運 輸 ・ 通 信 業		1/3	1/51	1/201
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店				
49-52 卸 売 業		1/3	1/33	1/218
53-58 小 売 業		1/2	1/24	1/180
59-60 飲 食 店		-	1/3	1/67
J 金 融 ・ 保 險 業		1/2	1/20	1/139
K 不 動 産 業		1/2	1/4	1/17
L サ ー ビ ス 業				
73 旅館・その他の宿泊所		1/1	1/9	1/27
77-78 映 画 業 ・ 娯 楽 業		1/1	1/10	1/25
87 医 療 業		1/2	1/27	1/53
91 教 育		1/1	1/10	1/35
92 社会保険・社会福祉		1/1	1/2	1/26
その他のサービス業		1/4	1/51	1/216

10 調査結果の利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M. A (Multiple Answerの略)の表示のある統計表は、複数回答であるから百分比を合計しても必ずしも100.0とはならない。
- (3) 統計表中、該当する事項が0の場合「-」で表示した。
- (4) 四捨五入の関係で構成比の合計が100.0にならない場合がある。

11 調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等はおりのとおりである。

常用労働者……イ 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者。

ロ 取締役、理事などの役員であっても、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則あるいは同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者

ハ 上記イ、ロの条件に該当する、他企業からの出向者

出産者数……平成4年4月1日から平成5年3月31日までに出産した常用労働者数（男子の場合は、配偶者が出産した者の数。）

育児休業制度……育児休業法第2条に規定する子供を育てるためにする休業制度をいう。

会社からの金銭支給……給与として支給されたものに限らず、休業手当、見舞金、援助金等として支給されたものも含む。
事業主が労働者負担分の社会保険料を負担する場合も含む。

育児休業利用期間……子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいう。

短時間勤務制度……通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいう。
労働基準法の規定に基づく育児時間は含まない。

介護休業制度……家族等の介護・看護のために一定期間休業等を認める制度をいい、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除く。

失効年次有給休暇……介護休業制度の形態の一として、有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、介護のために取得することを認めるものをいう。

介護時間……家族等の介護・看護のために一定の時間単位で労働者が個々に勤務しない時間を請求することを認める制度をいう。

女子再雇用制度……出産、育児等により退職した女子を再び自社に雇い入れる制度をいう。

第2章 調査結果の概要

I 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定の有無、種類

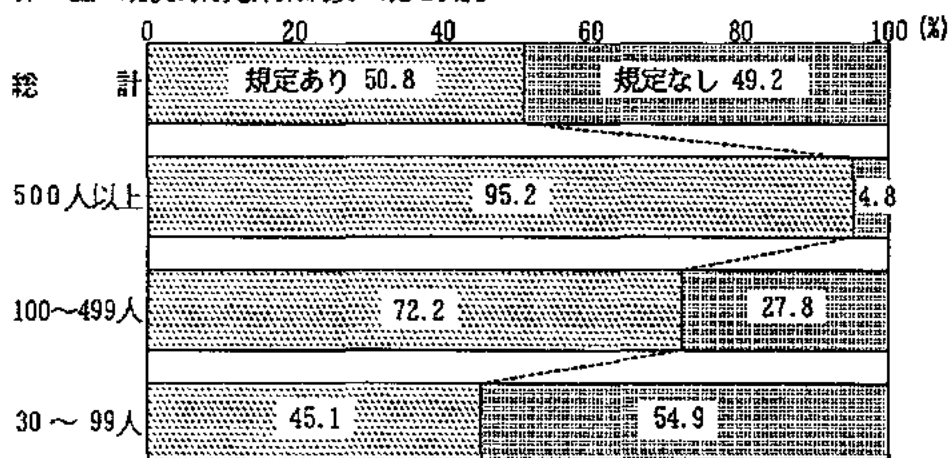
育児休業制度の規定を有する事業所は50.8%であり、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（94.1%）、金融・保険業（90.7%）で割合が高い。また、規模別にみると、500人以上では95.2%、100～499人では72.2%、30～99人では45.1%と規模が大きくなるほど規定を有する事業所の割合が高くなっている（第1図）。

また、これを労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所の77.5%、労働組合のない事業所の33.3%が育児休業制度の規定を有している。

育児休業制度の規定を有する事業所について、その規定の種類（複数回答）をみると、「労働協約」が36.0%、「就業規則」が88.9%、「その他」が9.2%となっている（第1表）。

注）「育児休業法」においては、育児休業制度の規定の有無にかかわらず、1歳未満の子を養育する労働者（一部対象から除外されているものを除く。）が育児休業を申し出た場合、事業主は、これを拒むことができないとされている。

第1図 規模別育児休業制度の規定状況



事業所総数 = 100.0 %

(2) 育児休業制度の内容

イ 対象者

「育児休業法」では、「勤続1年未満の者」、「配偶者が常態として子を養育することが可能な者」、「1年以内に退職することが明らかな者」、「所定労働日数が週2日以下の者」については、労使協定を結ぶことにより対象労働者から除外することができることとなっている。

育児休業の規定を有する事業所のうち、当該制度の適用除外とする労働者として「勤続1年未満の者」をあげている事業所は70.4%、「配偶者が常態として子を養育することが可能な者」は65.5%、「1年以内に退職することが明らかな者」は70.1%である。また、「所定労働日数が週2日以下の者」を雇用している事業所（6.2%）のうち、82.0%が当該労働者を制度の適用者から除外している（第2表）。

ロ 休業期間

育児休業制度の規定を有する事業所について、休業することができる期間をみると、「子が1歳に達するまで」とするところが91.3%と大多数を占め、「子が1歳以上2歳に達するまで」が3.7%、「子が2歳以上」が4.9%となっている。

子が1歳以上の育児休業期間を設けている事業所について、産業別にみると、運輸・通信業（19.2%）、卸売・小売業、飲食店（15.4%）でその割合が高い（第3表）。

(3) 育児休業中及び育児休業後の労働条件等の取扱い

イ 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の有無

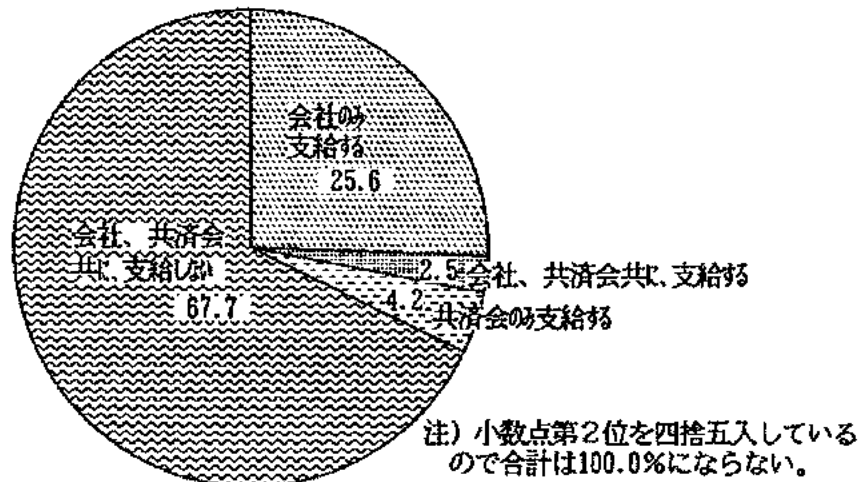
育児休業中の労働者に、会社のみが金銭を支給する事業所は25.6%、会社、共済会等共に支給する事業所は2.5%であり、合わせて28.1%の事業所が会社から育児休業中の労働者に金銭を支給する。これに、共済会等のみが金銭を支給する事業所(4.2%)を合わせると、会社又は共済会等から育児休業中の労働者に金銭を支給する事業所は32.3%である(第2図、第4表)。

会社が金銭を支給する事業所(28.1%)について、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(43.9%)、運輸・通信業(42.5%)、サービス業(35.8%)でその割合が高く、規模別にみると、500人以上(46.0%)でその割合が高い。

会社が金銭を支給する事業所のうち、「毎月金銭の支給あり」とする事業所は60.6%、「賞与、一時金等の支給あり」とする事業所は46.4%である(複数回答)。

会社が毎月金銭の支給を行う事業所について、その支給額をみると、「労働者負担分の社会保険料相当額」(76.3%)が最も多い(第5表)。

第2図 会社、共済会等から休業中に支給される金銭の有無



育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0 %

ロ 休業中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

休業中の労働者負担分の社会保険料の支払方法については、「労働者が毎月支払う」事業所が50.5%、「毎月、会社、共済会等が労働者負担分の社会保険料を負担する又は支給する金銭の中から差し引く」事業所が15.9%、「会社、共済会等が、育児休業終了時まで立替える」事業所が32.1%となっている。

また、労働者負担分の社会保険料について、「会社、共済会等が、育児休業終了時まで立替える」事業所のうち、「返済は免除されない」事業所は79.2%と割合が高いが、復職後一定期間勤務すれば、返済が「全額免除される」事業所(18.1%)、「一部免除される」事業所(2.7%)もある(第6表)。

ハ 育児休業を取得した者の定期昇給の取扱い

育児休業を取得した者の定期昇給の取扱いについては、「定期昇給時に昇給する」が35.9%、「復職時に調整して昇給する」が38.6%、「昇給時期を延伸する」が5.0%となっており、合わせて79.5%の事業所が昇給をしている(第7表)。

ニ 賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い

賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が80.4%、「一定額又は一定率支給する」が4.9%となっており、合わせて85.3%の事業所が賞与を支給する（第8表）。

ホ 復職後の賃金の取扱いについて

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」事業所が92.8%と大多数を占めている（第9表）。

ヘ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、「勤続年数に全く算入しない」事業所は57.9%であるが、「原則として全期間を勤続年数に算入する」事業所（26.1%）及び「原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する」事業所（15.0%）を合わせ、41.1%の事業所は勤続年数に算入する（第10表）。

ト 育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置

育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置を講じている事業所は37.7%であり、産業別にみると、金融・保険業（65.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業（53.7%）、運輸・通信業（41.2%）でその割合が高く、規模別にみると、500人以上（50.2%）でその割合が高い（第11表）。

措置を講じている事業所について、その内容をみると、「休業期間中の情報提供」を行っているところが85.1%、「職場復帰のための講習」を行っているところが30.7%となっている（複数回答）。

チ 復職後の職場・職種

育児休業取得者の復職後の職場・職種については、「原則として原職復帰する」とする事業所が86.7%と多数を占め、「本人の希望を考慮し会社が決定」が8.2%、「会社の人事管理等の都合により決定」が4.9%となっている（第12表）。

(4) 育児休業制度の利用状況

イ 出産者（配偶者が出産した男子を含む。以下同じ。）

育児休業制度の規定を有する事業所における平成4年4月1日から平成5年3月31日の1年間の出産者の常用労働者に占める割合は2.3%であり、これを性別にみると、女子は1.5%、男子は2.6%である（第13表）。

ロ 育児休業取得者

育児休業制度の規定を有する事業所のうち、育児休業取得者（平成4年4月1日から平成5年3月31日の1年間の出産者のうち、平成5年5月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）をいう。以下、同じ。）がいた事業所は30.0%である（第14表）。

また、育児休業制度の規定を有する事業所における出産者に占める育児休業取得者の割合は10.4%であり、これを性別にみると、女子は48.1%、男子は0.02%である。

なお、育児休業取得者の99.8%が女子、0.2%が男子である。

女子の育児休業取得者の割合を産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（

56.1%)、サービス業(54.8%)で高く、規模別にみると、30～99人(52.1%)で高くなっている(第15表)。

注) 鉱業は、該当労働者が少数であるので除外した。

ハ 代替要員の採用状況

(イ) 代替要員を採用した事業所

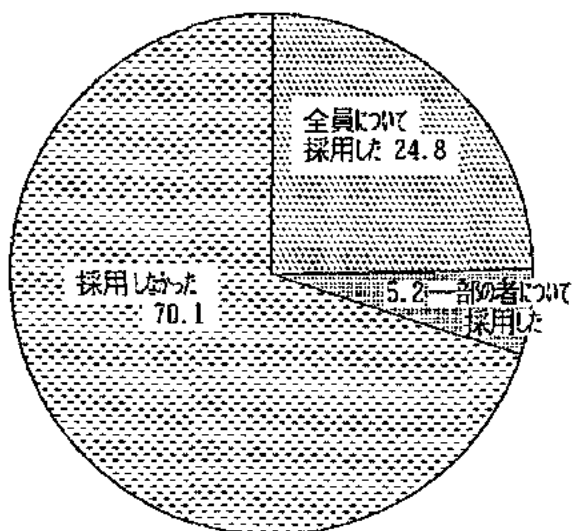
育児休業制度の規定を有する事業所のうち、平成4年4月1日から平成5年5月1日までに育児休業を開始した労働者のいた事業所について、代替要員の採用の有無をみると、育児休業を開始した者全員について代替要員を採用した事業所は24.8%、一部の育児休業開始者について代替要員を採用した事業所は5.2%であり、合わせて29.9%の事業所が代替要員を採用している(第3図)。

注) 割合は、小数点第2位を四捨五入しているもので、育児休業を開始した者全員について代替要員を採用した事業所の割合+一部の育児休業開始者について代替要員を採用した事業所の割合=代替要員を採用した事業所の割合にはならない。

代替要員を採用した事業所について、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(64.8%)、不動産業(56.9%)、サービス業(46.8%)でその割合が高く、規模別にみると、30～99人では32.2%、100～499人では29.3%、500人以上では19.9%と規模の小さい事業所の方が割合が高くなっている。

次に、代替要員を全く採用しなかった事業所(70.1%)について、その理由(複数回答)をみると、「採用する必要がなかった」が68.7%で最も多く、「休職者が復職したときの代替要員の処遇が難しいため」(23.7%)、「人員確保が困難であるため」(11.8%)と続いている(第4図、第16表)。

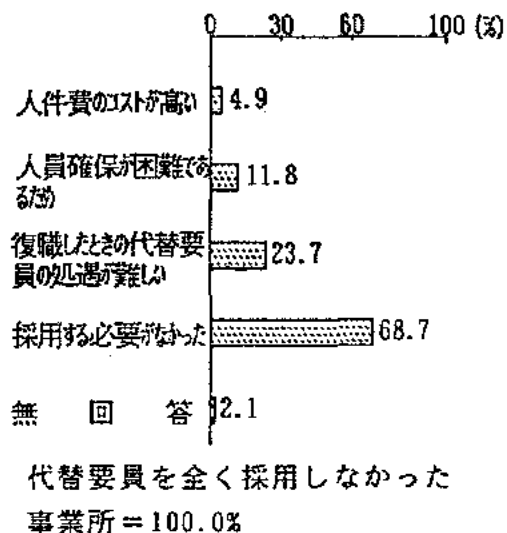
第3図 代替要員の採用状況



育児休業制度の規定を有する事業所のうち、H4.4.1～H5.5.1までに育児休業を開始した者がいる事業所=100.0%

注) 小数点第2位を四捨五入しているもので、合計は100.0%にならない。

第4図 代替要員を採用しなかった理由



(ロ) 育児休業取得者に対する代替要員の採用状況

次に、平成4年4月1日から平成5年5月1日までに育児休業を開始した労働

者について、代替要員の採用の有無をみると、育児休業開始者の26.0%について代替要員が採用されている。これを産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（59.6%）、不動産業（47.4%）、サービス業（37.3%）、金融・保険業（33.4%）での採用割合が高く、規模別にみると、100～499人（31.6%）が最も採用割合が高くなっている（第17表）。

ニ 育児休業終了後の復職状況

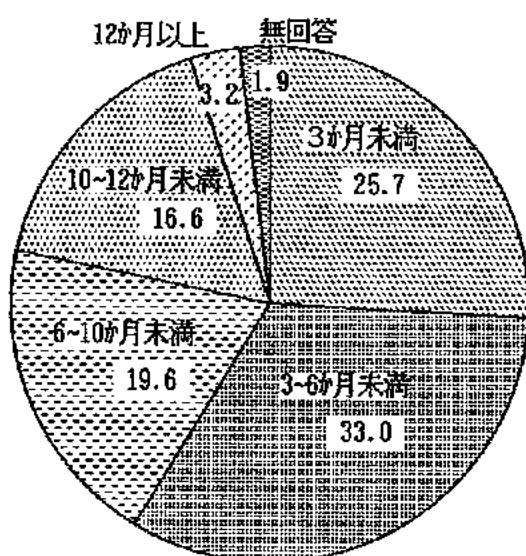
平成4年4月1日から平成5年3月31日までに育児休業を終了し、復職予定であった者のうち、実際に復職した者は84.7%であり、性別にみると、女子は84.6%が復職しており、男子は100.0%復職している（第18表）。

ホ 取得した育児休業期間

平成4年4月1日から平成5年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者について、実際に取得した休業期間をみると、女子は「3か月未満」が25.7%、「3～6か月未満」が33.0%、「6～10か月未満」が19.6%、「10～12か月未満」が16.6%、「12か月以上」が3.2%となっており、約6割の者が6か月未満である（第5図）。

これを男子についてみると、「3か月未満」が99.1%と大多数を占め、「3～6か月未満」が0.9%と、女子に比べ取得期間が短くなっている（第19表）。

第5図 女子の育児休業取得期間



H4.4.1～H5.3.31の間に育児休業を終了し、復職した者＝100.0%

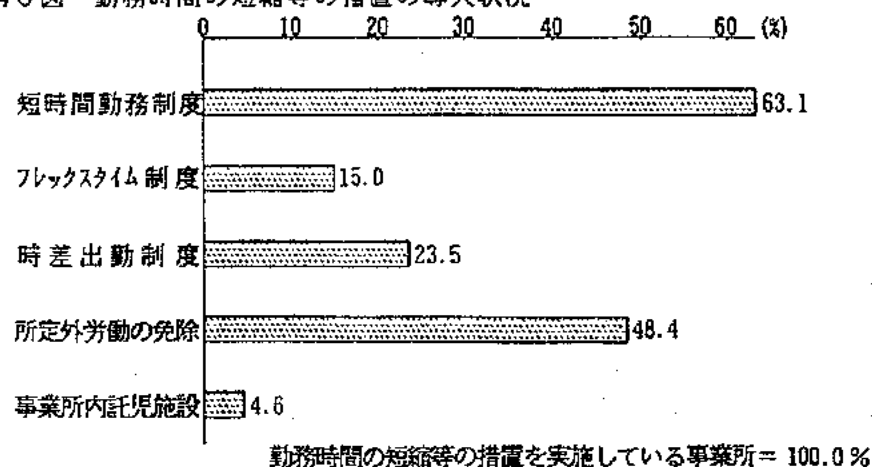
2 育児のための勤務時間の短縮等の措置

(1) 勤務時間の短縮等の措置

イ 措置の有無、根拠

勤務時間の短縮等の措置を有している事業所は41.3%である。勤務時間の短縮等の措置を有している事業所について導入している措置をみると、「短時間勤務制度」が63.1%、「フレックスタイム制度」が15.0%、「時差出勤制度」が23.5%、「所定外労働の免除」が48.4%、「乳幼児のいる労働者のための託児施設」（以下、「事業所内託児施設」という。）が4.6%となっている（第6図、第20表）。

第6図 勤務時間の短縮等の措置の導入状況

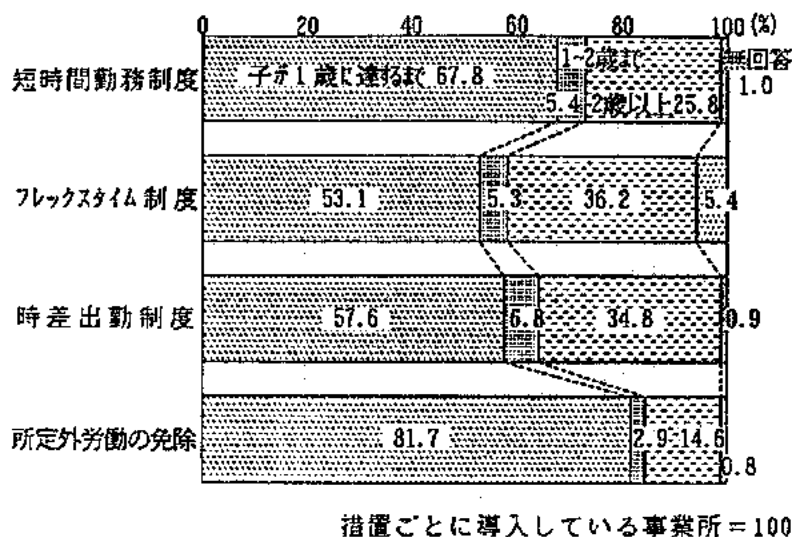


ロ 措置の内容

導入されている勤務時間の短縮等の措置（事業所内託児施設を除く。）について、措置の内容をみると、取得できる最長の期間はいずれの措置も、「子が1歳に達するまで」とする事業所の割合が最も高く、次いで「子が2歳以上」とする事業所の割合が高くなっており、「子が1歳以上2歳未満」とする事業所は少ない（第7図）。

なお、「短時間勤務制度」の短縮する時間の長さについては、1日「1時間以内」の事業所が36.7%、「2時間以内」の事業所が31.8%、「2時間を超える」事業所が26.0%となっている（第21表）。

第7図 勤務時間の短縮等の措置の最長利用期間



ハ 措置の利用者

勤務時間の短縮等の措置を有する事業所のうち、これらの措置（事業所内託児施設を除く。）の利用者（平成4年4月1日から平成5年3月31日の1年間の出産者のうち、平成5年5月1日までに措置の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）をいう。以下、同じ。）がいた事業所は12.9%となっている（第22表）。

また、勤務時間の短縮等の措置を有する事業所におけるこれらの措置（事業所内託児施設を除く。）の出産者に占める利用者の割合は 4.6%であり、これを性別にみると、女子は、21.0%、男子は 0.2%である。

なお、これらの措置の利用者の96.3%が女子、 3.7%が男子である。

女子の利用者の割合を産業別にみると、建設業（40.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（35.4%）、卸売・小売業、飲食店（31.6%）で高く、規模別にみると100～499人（29.8%）で高くなっている（第23表）。

(2) 事業所内託児施設

事業所内託児施設を設置している事業所は1.9%である。産業別にみると、サービス業（6.7%）の割合が高く、規模別にみると100～499人（4.9%）、500人以上（4.6%）の割合が高い（第24表）。

事業所内託児施設の対象乳幼児の年齢の幅は、「最低年齢を6か月未満、最高年齢を3歳以上小学校就学まで」としている事業所が55.7%と最も多く、次いで、「最低年齢を1歳～3歳未満、最高年齢を3歳以上小学校就学まで」としているところが20.0%、「最低年齢を6か月～12か月未満、最高年齢を3歳以上小学校就学まで」としているところが10.9%、「最低年齢を6か月未満、最高年齢を3歳未満」としているところが10.2%となっている（第25表）。

託児施設の開設時間は、「8～14時間未満」が43.1%と最も多く、「10～12時間未満」が27.0%、「24時間」が12.4%となっている。平均開設時間は11時間34分である（第26表）。

注）24時間開設のものは、開始時刻を0時、終了時刻を24時として算定している。

II 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度

(1) 介護休業制度の導入状況

介護休業制度がある事業所は16.3%であり、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（84.4%）、金融・保険業（41.0%）でその割合が高い。また、規模別にみると、500人以上では51.9%、100～499人では22.5%、30～99人では14.2%と、規模が大きくなるほどその割合が高くなっている（表1）。

表1 産業及び規模別介護休業制度の有無 (%)

産 業 ・ 規 模		計	制度あり	制度なし
計		100.0	16.3	83.7
D	鉱業	100.0	8.7	91.3
E	建設業	100.0	9.3	90.7
F	製造業	100.0	14.2	85.8
G	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.4	15.6
H	運輸・通信業	100.0	15.7	84.3
I	卸売・小売業、飲食店	100.0	17.4	82.6
J	金融・保険業	100.0	41.0	59.0
K	不動産業	100.0	13.0	87.0
L	サービス業	100.0	11.6	88.4
500人以上		100.0	51.9	48.1
100～499人		100.0	22.5	77.5
30～99人		100.0	14.2	85.8

事業所総数 = 100.0%

また、全事業所の労働者数に対する介護休業制度がある事業所の労働者数の割合は29.2%と約3割であり、規模別にみると、500人以上では62.0%である（第27表）。

介護休業制度がある事業所について、その形態をみると、「休業・休暇・休職等」が93.8%、「失効年次有給休暇」（有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、これを介護のために取得することを認めるものをいう。）は5.6%である（第28表）。

介護休業制度がある事業所についてその根拠（複数回答）をみると、「就業規則」（65.9%）や「労働協約」（39.5%）が多くなっているが、「慣行」により実施しているところも19.5%ある（第29表）。

介護休業制度の導入時期については、平成4年度（39.6%）が最も多く、次いで平成5年度（14.3%）となっている（第30表）。

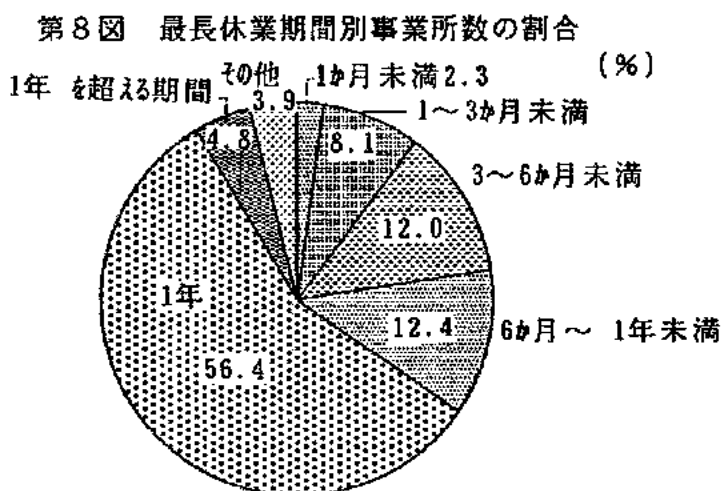
(2) 介護休業制度の内容

介護休業制度がある事業所における介護休業制度の内容は、以下のとおりである。

イ 最長休業期間

介護休業制度の期間について、「期間の最高限度を決めている」事業所は80.3%であり、規模別にみると、500人以上では96.3%、100～499人では88.2%、30～99人では76.4%と規模が大きくなるほど期間の最高限度を決めている事業所の割合が高くなっている。また、介護休業制度の根拠別にみると、労働協約や就業規則の場合は、それぞれ98.9%、93.7%と9割以上の事業所が「期間の最高限度を決めている」としている（第31表）。

期間の最高限度を決めている事業所について、その期間をみると、1回につき「1年」とする事業所が56.4%と最も高くなっている（第8図）。これを制度の形態別にみると、休業・休暇・休職等の場合、「1年」とする事業所が59.8%であるが、失効年次有給休暇の場合は、「1～3か月未満」とする事業所が62.2%と最も高くなっている。



介護休業制度ありの事業所のうち
期間の最高限度を決めている事業
所 = 100.0 %

ロ 対象となる要介護者の範囲

介護休業の対象となる要介護者の範囲について「制限あり」とする事業所は85.7%であるが、介護休業制度の根拠別にみると、労働協約や就業規則の場合は9割を超える事

業所が「制限あり」としている。

また、対象となる要介護者の範囲に制限がある事業所について、対象となる要介護者（複数回答）をみると、「配偶者」97.1%、「本人の父母」95.5%、「子供」91.0%となっており、「配偶者の父母」についても81.5%の事業所が対象としている（第32表）。

ハ 介護休業を取得できる労働者と要介護者との関係

介護休業を取得できる労働者と要介護者との関係に「条件あり」とする事業所は75.2%であり、最長休業期間別にみると、「6か月～1年未満」では83.9%、「1年」では84.9%、「1年を超える期間」では93.6%と最長休業期間が長い事業所において条件を付けている割合が高くなっている。

その条件（複数回答）をみると、「他に介護者がいないことを条件としている」事業所が53.5%、「同居や扶養を条件としている」事業所が48.2%、「本人の介護が必要又は適当であることを条件としている」事業所が32.0%となっている（第33表）。

ニ 介護休業を取得できる労働者の範囲

介護休業を取得できる労働者の範囲をみると、「期間を定めて雇用される者」については、該当労働者ありの事業所（40.0%）のうち72.4%が休業できないとしており、「65歳を超える者」については、該当労働者ありの事業所（18.9%）のうち50.4%が休業できないとしている。

また、「一定の勤続年数に満たない者」（50.1%）や「1年以内に退職することが明らかな者」（50.9%）についても、約半数の事業所が休業できないとしている（第34表）。

ホ 申請手続

介護休業の申請時期については、「定めがない」事業所が42.4%と最も多く、次いで「15日前～1か月前まで」が35.9%となっている（第35表）。

介護休業の認定方法をみると、「申請書の提出」による事業所が80.3%と最も多くなっており、また、過半数の事業所（58.8%）が「医師等の診断書の提出」によっている（複数回答）（第36表）。

ヘ 取得回数

介護休業の取得回数については、「制限あり」とする事業所は35.2%であり、規模別にみると、規模が大きいほど「制限あり」の割合が高くなっている。また、最長休業期間別にみると、「1年」では52.7%、「6か月～1年未満」では46.8%、「3～6か月未満」では37.7%と最長休業期間の長い方が取得回数に制限のある事業所の割合が高くなっている。

取得回数に制限のある事業所について、その制限の内容をみると、「同一要介護者につき1回」が63.0%と最も高くなっており、次いで「同一要介護者の同一疾病につき1回」が23.9%となっている（第37表）。

ト 休業期間中の賃金等の取扱い

介護休業期間中の労働者に、会社から何らかの金銭支給がある事業所は43.8%、共済会等から何らかの金銭支給がある事業所は11.1%である（複数回答）。

会社から何らかの金銭支給がある事業所のうち、「毎月金銭の支給あり」とする事業所は65.7%、「賞与、一時金等の支給あり」とする事業所は47.9%である（複数回答）。毎月金銭の支給を行っている事業所について、その支給額をみると、「労働者負担分の社会保険料相当額」（49.0%）が最も多くなっている（第38表）。

チ 休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法について、「労働者が毎月支払う」事業所は44.4%、「毎月会社、共済会等が労働者負担分の保険料を負担する又は支給する金銭の中から差し引く」事業所は27.2%、「会社、共済会等が介護休業終了時まで立て替える」事業所は26.5%である。

また、労働者負担分の社会保険料について、「会社、共済会等が、介護休業終了時まで立て替える」事業所のうち、「返済は免除されない」事業所は75.7%と割合が高いが、復職後の一定期間の勤務により、返済が「全額免除される」事業所（21.4%）、「一部免除される」事業所（2.8%）もある（第39表）。

(3) 介護休業制度の利用状況

介護休業制度がある事業所においてその利用状況をみると、過去3年間（平成2年4月1日から平成5年3月31日までの間）に介護休業を開始した者がいた事業所は14.8%となっており、介護休業を開始した者の人数別にみると、「1人」の事業所が60.6%、「2人」の事業所が22.7%となっているが、「5人以上」の事業所も10.7%ある（第40表）。

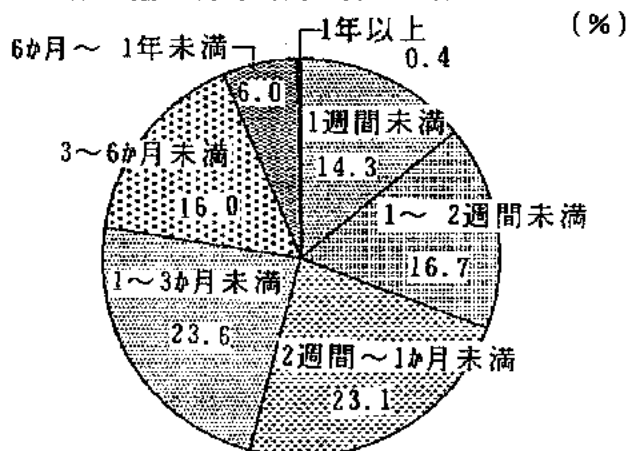
また、1事業所1年度当たりの介護休業を開始した者の人数の平均は0.19人である。

さらに、介護休業を開始した者の性別をみると、女子が76.9%、男子が23.1%となっている（第41表）。

介護休業制度利用後の復職状況については、平成2年4月1日から平成5年3月31日までの間に復職予定であった者のうち、復職者の割合は84.1%である。これを性別にみると、女子は85.1%、男子は80.6%である（第42表）。

平成2年4月1日から平成5年3月31日までに介護休業の利用を終了して復職した者について、その利用期間をみると、「1～3か月未満」が23.6%、次いで「2週間～1か月未満」が23.1%、「1～2週間未満」が16.7%、「3～6か月未満」が16.0%、「1週間未満」が14.3%、「1年以上」が0.4%となっている（第9図、第43表）。

第9図 利用期間別労働者数の割合



H2.4.1～H5.3.31 の間に介護休業を終了し、復職した者 = 100.0%

(4) 介護休業制度の実施検討予定

介護休業制度のない事業所において、介護休業制度の「実施検討予定あり」とする事業所は31.5%であり、規模別にみると、500人以上では53.0%、100～499人では37.8%、30～99人では30.0%と規模が大きくなるほど介護休業制度の実施検討予定がある事業所の割合が高くなっている。

介護休業制度の実施検討予定がある事業所のうち、「1年以内に実施予定」は2.6%、「現在、検討中」は13.6%である（第44表）。

2 介護のための勤務時間短縮等の措置

(1) 勤務時間短縮等の措置の導入の状況

勤務時間短縮等の措置がある事業所は7.5%であるが、介護休業制度がある事業所では36.8%が勤務時間短縮等の措置を実施している。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（13.1%）が最も割合が高く、次いで運輸・通信業（12.4%）、卸売・小売業、飲食店（11.4%）となっている。

規模別にみると、500人以上では23.3%、100～499人では9.0%、30～99人では6.8%と規模が大きいかほど導入が進んでいる。

勤務時間短縮等の措置の根拠（複数回答）については、「就業規則」（54.3%）が最も多くなっているが、次いで「慣行」（33.5%）、「労働協約」（31.3%）となっている（第45表）。

導入時期については、平成4年度（42.7%）が最も多く、次いで平成5年度（18.1%）となっている（第46表）。

(2) 勤務時間短縮等の措置の内容

イ 勤務時間短縮等の措置の形態

勤務時間短縮等の措置がある事業所について、その形態（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」が65.6%、「出勤・退社時間の変更」23.2%、「一定の時間単位で労働者が個々に勤務しない時間を請求することを認める制度（以下「介護時間」という。）」21.2%、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」14.5%となっている（第47表）。

短時間勤務制度がある事業所について、平日1日の勤務時間の最長短縮時間をみると、「1時間以上2時間未満」29.2%、「2時間以上3時間未満」20.2%、「3時間以上4時間未満」19.9%となっている（第48表）。

ロ 勤務時間短縮等の措置の受けられる期間

勤務時間短縮等の措置の受けられる期間について、「期間の最高限度を決めている」事業所は55.3%となっているが、勤務時間短縮等の措置の根拠別にみると、労働協約や就業規則による事業所では「期間の最高限度を決めている」ところが8割を超えている。

また、勤務時間短縮等の措置の形態別にみると、短時間勤務制度の場合は「期間の最高限度を決めている」事業所が69.3%となっているが、出勤・退社時間の変更の場合は40.8%、フレックスタイム制度の場合は38.9%、介護時間の場合は22.0%となっており、短時間勤務制度以外の措置では、「期間の限度はなく、必要な期間受けられる」と

する事業所の割合が高くなっている。

さらに、介護休業制度の有無別にみると、介護休業制度のある事業所の65.0%が期間の最高限度を決めているが、介護休業制度のない事業所では15.4%にとどまっている。

期間の最高限度を決めている事業所について、その期間をみると、「1年」とする事業所が49.4%と約半数を占め、次いで「1年を超える期間」が31.5%となっている（第49表）。

(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況

勤務時間短縮等の措置がある事業所について、その利用状況をみると、過去3年間（平成2年4月1日から平成5年3月31日までの間）に勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者がいた事業所は14.5%となっており、措置の利用を開始した者の人数別にみると、「1人」の事業所は54.2%、「2人」の事業所は13.3%、「3人以上」の事業所は32.5%である（第50表）。

また、1事業所1年度当たりの勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の人数の平均は0.34人である。

さらに、勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の性別をみると、女子が60.4%、男子が39.6%となっている（第51表）。

平成2年4月1日から平成5年3月31日までに勤務時間短縮等の措置の利用を終了した者について、その利用期間をみると、「2週間～1か月未満」が28.9%、次いで「1週間未満」が23.5%、「1～3か月未満」が21.7%、「1～2週間未満」が11.2%となっている（第52表）。

(4) 勤務時間短縮等の措置の実施検討予定

勤務時間短縮等の措置のない事業所において、勤務時間短縮等の措置の「実施検討予定あり」とする事業所は26.8%である。

勤務時間短縮等の措置の実施検討予定がある事業所のうち、「1年以内に実施予定」は1.1%、「現在、検討中」は14.9%である（第53表）。

III 女子再雇用制度に関する事項

(1) 女子再雇用制度の有無、根拠

女子再雇用制度のある事業所は19.7%であり、産業別にみると、金融・保険業（51.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（33.2%）、卸売・小売業、飲食店（23.0%）で割合が高い。規模別にみると、500人以上が29.6%と最も割合が高くなっている。

女子再雇用制度がある事業所について、その根拠（複数回答）をみると、「慣行」によるものが41.9%と最も多く、次いで「就業規則」が32.1%、「その他」が21.3%となっている（第54表）。

(2) 女子再雇用制度の導入時期

女子再雇用制度の導入時期については、「昭和40年度代以前」が6.4%、「昭和50年度代」が16.9%、「昭和60年度～平成元年度」が20.9%、「平成2～3年度」が20.7%、「平成4～5年度」が13.1%となっている。

導入時期が「不明」となっている事業所が22.1%と多いが、これは「慣行」により女子再雇用制度を設けている事業所が多いためと思われる（第55表）。

(3) 女子再雇用制度の利用状況

平成4年4月1日から平成5年3月31日までの1年間に女子再雇用制度の適用を受けて退職した労働者がいた事業所は13.5%であり、当該退職者は、女子再雇用制度のある事業所の女子労働者の1.0%である（第56表）。

また、同じく平成4年4月1日から平成5年3月31日までの1年間に、女子再雇用制度の適用を受けて、再雇用された労働者がいた事業所は15.6%であり、当該再雇用者は、女子再雇用制度のある事業所の女子労働者の0.5%である（第57表）。

第 3 章 附 属 統 計 表

附 属 統 計 表 目 次

第1表 産業、規模、労働組合の有無並びに育児休業制度の規程の有無及び規定の種 別事業所割合	23
第2表 産業、規模及び育児休業制度の対象から除外している者別事業所割合	24
第3表 産業、規模及び育児休業期間別事業所割合	25
第4表 育児休業中の金銭支給の有無	25
第5表 産業、規模並びに会社から育児休業期間中に支給される金銭の有無及び内容 別事業所割合	26
第6表 育児休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払い方法及び立替払いがあ った場合の返済免除制度の有無別事業所割合	27
第7表 規模及び育児休業を取得した者の定期昇給の取扱い別事業所割合	27
第8表 規模及び賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事 業所割合	27
第9表 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合	27
第10表 規模及び退職金の算定の際の取扱い別事業所割合	28
第11表 産業、規模並びに育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措 置の有無及び内容別事業所割合	28
第12表 復職後の職場・職種別事業所割合	29
第13表 産業及び規模別常用労働者に占める出産者（配偶者が出産した男子を含む。） 割合	29
第14表 産業、規模、労働組合の有無並びに出産者の有無及び出産者あり事業所にお ける育児休業取得者ありの事業所割合	30
第15表 産業、規模、取得できる育児休業期間及び会社から休業期間中に支給される 金銭の有無別育児休業取得者の割合	31
第16表 産業、規模及び代替要員の採用の有無及び採用しなかった理由別事業所割合	32
第17表 産業及び規模別育児休業開始者のうち代替要員を採用された者の割合	33
第18表 産業及び規模別復職者割合	33
第19表 産業、規模及び取得した育児休業期間別育児休業取得者割合	34
第20表 産業、規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無及び勤務時間短縮 等の措置の導入の有無別事業所割合	35
第21表 勤務時間短縮等の措置の最長利用期間等別事業所割合	36
第22表 産業、規模及び勤務時間の短縮等の措置の利用者の有無別事業所割合	36
第23表 産業及び規模別勤務時間の短縮等の措置あり事業所の出産者（配偶者が出産 した男子を含む。）に占める利用者割合	37
第24表 産業、規模及び託児施設の有無別事業所割合	38
第25表 託児施設の対象乳幼児の年齢設定状況	38
第26表 託児施設の開設時間別事業所割合	38
第27表 規模別介護休業制度の適用労働者割合	39
第28表 産業、規模、介護休業制度の有無及び介護休業制度の形態別事業所割合	39
第29表 産業、規模並びに介護休業制度の有無及び介護休業制度の根拠別事業所割合	40

第30表	介護休業制度の導入時期別事業所割合	41
第31表	規模、介護休業制度の根拠、介護休業制度の形態及び最長休業期間別事業所割合	41
第32表	介護休業制度の根拠及び対象となる要介護者の範囲別事業所割合	42
第33表	最長休業期間及び対象となる要介護者との関係別事業所割合	43
第34表	対象となる労働者の範囲別事業所割合	44
第35表	最長休業期間及び申請時期別事業所割合	44
第36表	認定方法別事業所割合	44
第37表	規模、最長休業期間及び取得回数の制限の有無別事業所割合	45
第38表	休業期間中の金銭支給の有無及び内容別事業所割合	
	イ 会社からの金銭支給	46
	ロ 共済会等からの金銭支給	47
第39表	労働者負担分の社会保険料の支払方法及び復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合	47
第40表	休業を開始した者の人数別事業所割合（男女計）	47
第41表	休業を開始した者の男女比及び1年度当たりの休業を開始した者の人数	48
第42表	男女別、介護休業利用後の復職状況別利用者割合	48
第43表	男女、最長休業期間及び利用期間別労働者割合	48
第44表	規模及び介護休業制度の導入検討予定別事業所割合	49
第45表	産業、規模並びに勤務時間短縮等の措置の有無及び勤務時間短縮等の措置の根拠別事業所割合	50
第46表	勤務時間短縮等の措置の導入時期別事業所割合	50
第47表	産業、規模、介護休業制度の有無、勤務時間短縮等の措置の有無及び勤務時間の短縮等の措置の形態別事業所割合	51
第48表	平日1日の勤務時間の最長短縮時間別事業所割合	52
第49表	勤務時間短縮等の措置の根拠、勤務時間短縮等の措置の形態、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置の最長期間別事業所割合	52
第50表	勤務時間短縮等の措置の形態及び勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の人数別事業所割合（男女計）	53
第51表	勤務時間短縮等の措置の形態別勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の男女比及び1事業所1年度当たりの勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の人数	53
第52表	男女、勤務時間短縮等の措置の最長期間、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置の利用期間別労働者割合	54
第53表	勤務時間短縮等の措置導入検討予定別事業所割合	54
第54表	産業、規模並びに女子再雇用制度の有無及び根拠別事業所割合	55
第55表	産業、規模及び再雇用制度の導入時期別事業所割合	55
第56表	産業、規模及び制度の適用を受けた退職者がいた事業所の有無別事業所割合並びに女子労働者に占める制度の適用を受けた退職者の割合	56
第57表	産業、規模及び制度の適用を受けた再雇用者がいた事業所の有無別事業所割合並びに女子労働者に占める制度の適用を受けた再雇用者の割合	56

第1表 産業、規模、労働組合の有無並びに育児休業制度の規定の有無及び規定の種類別事業所

割合

(%)

区 分	計	育児休業制度 の規定あり	規定の種類 (M. A.)			育児休業制度 の規定 なし
			労 働 協 約	就 業 規 則	その他	
計	100.0	50.8 (100.0)	(36.0)	(88.9)	(9.2)	49.2
【産 業】						
D 鉱 業	100.0	36.9 (100.0)	(40.4)	(81.4)	(23.3)	63.1
E 建設業	100.0	45.6 (100.0)	(28.3)	(95.2)	(9.6)	54.4
F 製造業	100.0	44.6 (100.0)	(33.1)	(87.3)	(10.1)	55.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.1 (100.0)	(86.1)	(89.5)	(8.5)	5.9
H 運輸・通信業	100.0	54.0 (100.0)	(53.1)	(90.2)	(10.1)	46.0
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	48.6 (100.0)	(35.8)	(86.4)	(5.7)	51.4
J 金融・保険業	100.0	90.7 (100.0)	(50.8)	(94.9)	(8.5)	9.3
K 不動産業	100.0	47.8 (100.0)	(18.1)	(95.2)	(11.4)	52.2
L サービス業	100.0	48.5 (100.0)	(22.2)	(87.0)	(11.4)	51.5
【規 模】						
500人以上	100.0	95.2 (100.0)	(60.2)	(87.9)	(13.6)	4.8
100～499人	100.0	72.2 (100.0)	(41.5)	(88.0)	(8.9)	27.8
30～99人	100.0	45.1 (100.0)	(33.0)	(89.3)	(9.1)	54.9
【労働組合の有無】						
労働組合あり	100.0	77.5 (100.0)	(53.6)	(87.3)	(9.5)	22.5
労働組合なし	100.0	33.3 (100.0)	(9.3)	(91.5)	(8.8)	66.7

事業所総数=100.0%

第2表 産業、規模及び育児休業制度の対象から除外している者別事業所割合

(3)

区 分	計	勤続一年未満の者			配偶者が常態として子を養育することが可能な者			1年以内に退職することが明らかな者			所定労働日数が週2日以下の者				
		対象としている	対象から除外している	無回答	対象としている	対象から除外している	無回答	対象としている	対象から除外している	無回答	該当者あり	対象としている	対象から除外している	該当者なし	無回答
計	100.0	28.7	70.4	0.9	34.0	65.5	0.5	29.4	70.1	0.5	6.2 (100.0)	(18.0)	(82.0)	93.7	0.1
【産 業】															
D鉱 業	100.0	13.8	86.2	-	25.4	74.6	-	29.3	70.7	-	4.8 (100.0)	(-)	(100.0)	95.2	-
E建設業	100.0	25.3	74.7	-	44.3	55.6	0.0	40.8	59.2	-	0.4 (100.0)	(7.7)	(92.3)	99.6	-
F製造業	100.0	25.9	73.6	0.5	34.3	65.5	0.2	24.9	74.8	0.4	2.8 (100.0)	(13.6)	(86.4)	97.1	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	15.3	84.7	-	21.6	77.6	0.8	19.2	80.8	-	1.1 (100.0)	(-)	(100.0)	98.9	-
H運輸・通信業	100.0	42.7	57.3	0.0	40.6	59.4	-	29.2	70.8	-	5.2 (100.0)	(89.7)	(10.3)	94.8	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	35.4	63.2	1.4	39.3	59.4	1.3	37.9	60.8	1.3	9.2 (100.0)	(19.9)	(80.1)	90.8	-
J金融・保険業	100.0	5.6	92.5	1.9	12.0	87.8	0.2	24.9	74.9	0.2	5.1 (100.0)	(-)	(100.0)	94.9	-
K不動産業	100.0	28.8	71.2	-	24.3	75.7	-	30.7	69.3	-	4.3 (100.0)	(87.7)	(12.3)	95.7	-
Lサービス業	100.0	33.5	65.4	1.1	34.5	64.8	0.8	25.1	74.3	0.6	11.5 (100.0)	(3.1)	(96.9)	88.2	0.3
【規 模】															
500人以上	100.0	31.4	68.1	0.5	23.6	76.0	0.5	18.9	80.9	0.3	8.0 (100.0)	(6.4)	(93.6)	91.7	0.3
100~499人	100.0	26.6	72.5	0.9	33.2	66.5	0.3	27.0	72.5	0.5	5.2 (100.0)	(8.9)	(91.1)	94.8	0.1
30~99人	100.0	29.4	69.7	0.9	34.7	64.7	0.6	30.7	68.8	0.5	6.5 (100.0)	(21.1)	(78.9)	93.4	0.1

育児休業制度の規定を有する事業所=100.0%

第3表 産業、規模及び育児休業期間別事業所割合

(%)

区 分	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上2歳に達するまで	子が2歳以上	無 回 答
計	100.0	91.3	3.7	4.9	0.1
【産 業】					
D鉱 業	100.0	100.0	-	-	-
E建設業	100.0	94.5	5.4	0.0	-
F製造業	100.0	95.9	3.1	1.0	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.3	2.7	-	-
H運輸・通信業	100.0	80.9	6.3	12.9	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	84.6	3.1	12.3	-
J金融・保険業	100.0	94.4	5.1	0.6	-
K不動産業	100.0	99.3	0.7	-	-
Lサービス業	100.0	94.9	2.5	2.3	0.3
【規 模】					
500人以上	100.0	91.5	3.3	5.1	0.1
100～499人	100.0	91.0	2.6	6.5	-
30～99人	100.0	91.4	4.2	4.3	0.1

育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0%

第4表 育児休業中の金銭支給の有無

(%)

計	金銭の支給 あり	内 訳			金銭の支給 なし
		会社のみ支給 する	会社、共済会 共に支給する	共済会のみ支 給する	
100.0	32.3	25.6	2.5	4.2	67.7

育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0%

第5表 産業、規模並びに会社から育児休業期間中に支給される金銭の有無及び内容別事業所割合

(%)

区 分	計	金銭支給 ありの 事業所	(内 容) (M. A.)								金銭支給 なしの 事業所	無 回 答
			毎月金銭 の支給 あり	(内 容) (M. A.)						賞与、 一時金等 の支給 あり		
				所定内給 与の100% 支給	定 率	定 額	労働者負 担分の社 会保険料 相当額	そ の 他	無 回 答			
計	100.0	28.1 (100.0)	(60.6) (100.0)	[7.4]	[6.6]	[5.2]	[76.3]	[3.1]	[1.5]	(45.4)	71.7	0.2
【産 業】 D 鉱 業	100.0	18.7 (100.0)	(88.7) (100.0)	[-]	[35.2]	[-]	[64.8]	[-]	[-]	(36.9)	81.3	-
E 建設業	100.0	31.1 (100.0)	(71.1) (100.0)	[34.3]	[-]	[-]	[65.7]	[-]	[-]	(45.2)	68.9	-
F 製造業	100.0	30.7 (100.0)	(55.0) (100.0)	[4.5]	[7.2]	[15.3]	[68.6]	[4.1]	[0.3]	(52.6)	69.3	0.0
G電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	43.9 (100.0)	(18.5) (100.0)	[-]	[-]	[-]	[100.0]	[-]	[-]	(65.7)	56.1	-
H運輸・通信業	100.0	42.5 (100.0)	(55.7) (100.0)	[-]	[4.1]	[-]	[78.2]	[8.9]	[8.9]	(51.6)	57.0	0.5
I卸売・小売業、 飲食店	100.0	17.2 (100.0)	(59.1) (100.0)	[14.2]	[18.5]	[3.8]	[63.4]	[0.1]	[-]	(42.2)	82.7	0.1
J金融・保険業	100.0	13.3 (100.0)	(54.0) (100.0)	[-]	[0.3]	[0.3]	[99.4]	[-]	[-]	(49.1)	86.7	-
K不動産業	100.0	19.2 (100.0)	(51.0) (100.0)	[-]	[-]	[-]	[100.0]	[-]	[-]	(68.5)	80.8	-
Lサービス業	100.0	35.8 (100.0)	(72.1) (100.0)	[3.9]	[5.6]	[2.4]	[86.1]	[2.0]	[0.0]	(34.7)	63.9	0.3
【事業所規模】 500人以上	100.0	46.0 (100.0)	(58.8) (100.0)	[0.4]	[4.2]	[9.9]	[82.5]	[2.9]	[0.2]	(52.9)	53.9	0.1
100～499人	100.0	32.9 (100.0)	(58.4) (100.0)	[2.5]	[10.3]	[7.6]	[77.4]	[1.8]	[0.3]	(49.8)	66.7	0.4
30～99人	100.0	25.7 (100.0)	(61.8) (100.0)	[10.0]	[5.2]	[3.8]	[75.3]	[3.6]	[2.1]	(44.4)	74.3	0.1

育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0%

第6表 育児休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法及び立替払い制度があった場合の返済免除制度の有無別事業所割合 (%)

計	会社、共済会等が負担又は支給する金銭から差し引く	労働者が毎月支払う（会社へ持参、口座へ振り込む）	会社、共済会等が育児休業終了後まで立替える	返済免除制度の有無				その他	無回答
				一定期間勤務日全額免除	一定期間勤務日一部免除	返済は免除されない	無回答		
100.0	15.9	50.5	32.1 (100.0)	(18.1)	(2.7)	(79.2)	(0.0)	1.4	0.1

育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0%

第7表 規模及び育児休業を取得した者の定期昇給の取扱い別事業所割合 (%)

区 分	計	定期昇給時に昇給	復職時に調整昇給	昇給時期を延伸	定期昇給しない	定期昇給制度なし	無回答
計	100.0	35.9	38.6	5.0	16.9	2.9	0.6
【規模】							
500人以上	100.0	47.1	35.1	4.3	11.5	1.9	0.1
100～499人	100.0	37.8	39.5	5.3	15.3	2.1	0.1
30～99人	100.0	34.8	38.5	4.9	17.7	3.2	0.8

育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0%

第8表 規模及び賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合 (%)

区 分	計	出勤日又は休業期間に応じて支給する	一定額又は一定率支給する	支給しない	賞与の制度がない	無回答
計	100.0	80.4	4.9	14.3	0.2	0.1
【規模】						
500人以上	100.0	84.3	3.8	11.7	-	0.2
100～499人	100.0	79.9	6.3	13.1	0.6	0.1
30～99人	100.0	80.4	4.4	14.9	0.1	0.1

育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0%

第9表 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合 (%)

区 分	計	休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する	能力等を考慮して調整するので休業前の賃金を下回ることもある	その他	無回答
計	100.0	92.8	6.0	0.9	0.3
【規模】					
500人以上	100.0	94.3	4.8	0.8	0.1
100～499人	100.0	92.5	6.4	1.0	0.1
30～99人	100.0	92.9	5.9	0.9	0.4

育児休業制度の規定を有する事業所 = 100.0%

第10表 規模及び退職金の算定の際の休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	原則として全 期間を勤続年 数に算入する	原則として一 定期間又は一 定割合を勤続 年数に算入す る	勤続年数に全 く算入しない	退職金制度が ない	無 回 答
計	100.0	26.1	15.0	57.9	0.9	0.1
【規 模】						
500人以上	100.0	34.6	15.1	50.1	0.0	0.1
100～499人	100.0	25.5	15.4	58.8	0.2	0.1
30～99人	100.0	26.0	14.8	57.9	1.2	0.1

育児休業制度の規定を有する事業所＝ 100.0%

第11表 産業、規模並びに育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び内容別事業所割合 (%)

区 分	計	講じている 措 置 の 内 容 (M. A.)					講じていな い	無 回 答
			休業期間中 の情報提供	職場復帰の ための講習	その他の 措置	無 回 答		
計	100.0	37.7 (100.0)	(85.1)	(30.7)	(1.8)	(1.2)	62.1	0.2
【産 業】								
D鉱 業	100.0	25.0 (100.0)	(72.4)	(74.7)	(-)	(-)	75.0	-
E建設業	100.0	21.9 (100.0)	(91.3)	(32.2)	(0.1)	(1.5)	77.7	0.3
F製造業	100.0	31.7 (100.0)	(87.1)	(25.9)	(2.6)	(0.2)	68.2	0.1
G電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	53.7 (100.0)	(91.0)	(10.5)	(-)	(-)	46.3	-
H運輸・通信業	100.0	41.2 (100.0)	(79.7)	(34.0)	(7.5)	(6.3)	58.8	-
I卸売・小売業、 飲食店	100.0	38.8 (100.0)	(83.9)	(27.2)	(-)	(0.8)	61.2	-
J金融・保険業	100.0	65.7 (100.0)	(89.7)	(38.6)	(-)	(0.0)	34.3	-
K不動産業	100.0	19.2 (100.0)	(96.3)	(3.7)	(-)	(-)	80.8	-
Lサービス業	100.0	31.3 (100.0)	(79.9)	(30.8)	(1.6)	(1.1)	68.2	0.6
【規 模】								
500人以上	100.0	50.2 (100.0)	(94.1)	(24.1)	(1.0)	(0.4)	49.7	0.1
100～499人	100.0	37.7 (100.0)	(87.3)	(21.7)	(3.1)	(1.6)	62.0	0.3
30～99人	100.0	37.2 (100.0)	(83.8)	(34.3)	(1.3)	(1.2)	62.7	0.1

育児休業制度の規定を有する事業所＝ 100.0%

第12表 復職後の職場・職種別事業所割合

(%)

計	原則として 原職復帰する	本人の希望 を考慮し会 社が決定	会社の人事 管理等の都 合により決 定	無 回 答
100.0	86.7	8.2	4.9	0.2

育児休業制度の規定を有する事業所＝100.0 %

第13表 産業及び規模別常用労働者に占める出産者（配偶者が出産した男子を含む。）
割合 (%)

区 分	常用労働者に 占める出産者 （配偶者が出 産した男子を 含む。）の割合	女子常用労働 者に占める出 産した女子労 働者の割合	男子常用労働 者に占める配 偶者が出産し た男子労働者 の割合
計	2.3	1.5	2.6
【産 業】			
D 鉱 業	2.7	0.1	3.0
E 建設業	1.6	1.0	1.7
F 製造業	2.4	1.8	2.7
G 電気・ガス・熱供給・水道業	2.8	2.8	2.8
H 運輸・通信業	2.0	0.9	2.2
I 卸売・小売業、飲食店	1.5	0.5	2.3
J 金融・保険業	2.9	1.8	4.0
K 不動産業	1.4	1.4	1.4
L サービス業	2.4	1.9	2.9
【規 模】			
500人以上	2.2	1.7	2.4
100～499人	2.5	1.5	3.0
30～99人	2.1	1.4	2.5

育児休業制度の規定を有する事業所の常用労働者に占めるH4.4.1～H5.3.31 までの
1年間の出産者の割合である。

第14表 産業、規模、労働組合の有無並びに出産者の有無及び出産者あり事業所における
育児休業取得者ありの事業所割合

(%)

区 分	計	出産者あり（配偶者が出産した男子を含む）の事業所		出産者なしの事業所
			育 児 休 業 取 得 者 あり	
合 計	100.0	52.4 (100.0)	15.7 (30.0)	47.6
【産 業】				
D 鉱 業	100.0	35.3 (100.0)	1.1 (2.9)	63.7
E 建設業	100.0	46.2 (100.0)	3.5 (7.6)	53.8
F 製造業	100.0	61.3 (100.0)	22.2 (36.2)	39.7
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	71.4 (100.0)	16.2 (22.6)	28.6
H 運輸・通信業	100.0	47.2 (100.0)	5.6 (11.9)	52.8
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	37.6 (100.0)	6.2 (16.5)	62.4
J 金融・保険業	100.0	49.7 (100.0)	19.1 (38.5)	50.3
K 不動産業	100.0	40.1 (100.0)	12.9 (32.3)	59.9
L サービス業	100.0	62.9 (100.0)	25.8 (41.0)	37.1
【規 模】				
500人以上	100.0	85.6 (100.0)	55.4 (64.7)	14.4
100～499人	100.0	69.9 (100.0)	22.7 (32.5)	30.1
30～99人	100.0	44.7 (100.0)	11.5 (25.7)	55.3
【労働組合の有無】				
労働組合あり	100.0	50.8 (100.0)	16.3 (32.2)	49.2
労働組合なし	100.0	54.8 (100.0)	14.8 (26.9)	45.2

育児休業制度の規定を有する事業所＝100.0%

第15表 産業、規模、取得できる育児休業期間及び会社から休業期間中に支給される金銭の有無別育児休業
取得者の割合

(%)

区 分	出産者に占める 育児休業取得者 の割合	女 子 男 子		出産した女子 労働者に占め る育児休業取 得者の割合	配偶者が出産 した男子労働 者に占める育 児休業取得者 の割合
計	10.4 (100.0)	(99.8)	(0.2)	48.1	0.02
【産 業】					
D 鉱 業	0.3 (100.0)	(100.0)	(-)	100.0	-
E 建設業	3.7 (100.0)	(99.5)	(0.4)	42.3	0.0
F 製造業	8.1 (100.0)	(99.5)	(0.5)	42.7	0.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	7.5 (100.0)	(100.0)	(-)	56.1	-
H 運輸・通信業	3.0 (100.0)	(99.7)	(0.3)	39.7	0.0
I 卸売・小売業、飲食店	8.4 (100.0)	(100.0)	(-)	49.7	-
J 金融・保険業	14.2 (100.0)	(100.0)	(-)	48.7	-
K 不動産業	13.3 (100.0)	(100.0)	(-)	50.2	-
L サービス業	18.9 (100.0)	(100.0)	(-)	54.8	-
【規 模】					
500人以上	8.6 (100.0)	(99.8)	(0.2)	47.4	0.0
100～499人	9.7 (100.0)	(99.9)	(0.1)	44.7	0.0
30～99人	12.9 (100.0)	(99.8)	(0.2)	52.1	0.0
【取得できる育児休業期間】					
子が1歳に達するまで	10.2 (100.0)	(99.8)	(0.2)	47.0	0.0
子が1歳以上2歳に達するまで	13.1 (100.0)	(100.0)	(-)	70.2	-
子が2歳以上	10.2 (100.0)	(99.7)	(0.3)	52.0	0.0
【会社からの休業中の金銭の支給 状況】					
毎月、金銭支給あり	16.3 (100.0)	(99.6)	(0.4)	56.8	0.1
賞与、一時均等の支給あり	7.8 (100.0)	(99.7)	(0.3)	48.1	0.0
金銭支給なし	9.6 (100.0)	(100.0)	(0.0)	45.1	0.0

育児休業制度の規定を有する事業所においてH4.4.1～H5.3.31までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男子を含む。）に占める、H5.5.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

第16表 産業、規模及び代替要員の採用の有無及び採用しなかった理由別事業所割合

(%)

区 分	計	代替要員を 採用した	代替要員を全く 採用しなかった		理 由 (M. A.)					無 回 答
			育児休業取 得者全員に ついて代替 要員を採用 した	一部の育児 休業取得者 について代 替要員を採 用した	人件費のコ ストが高い	人員確保が 困難	復職後の代 替要員の処 遇が難しい	採用する必 要がなかつ た		
計	100.0	29.9	24.8	5.2	70.1 (100.0)	(4.9)	(11.8)	(23.7)	(68.7)	(2.1)
【産 業】										
D鉱 業	100.0	-	-	-	100.0 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)
E建設業	100.0	1.6	0.5	1.1	98.4 (100.0)	(0.5)	(0.5)	(1.6)	(54.9)	(42.9)
F製造業	100.0	21.5	16.8	4.7	78.5 (100.0)	(6.1)	(12.0)	(26.9)	(72.0)	(0.8)
G電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	54.8	51.2	13.6	35.2 (100.0)	(-)	(1.4)	(10.4)	(90.9)	(-)
H運輸・通信業	100.0	9.1	9.1	-	90.9 (100.0)	(9.6)	(-)	(42.6)	(48.4)	(-)
I卸売・小売業、 飲食店	100.0	17.3	13.9	3.4	82.7 (100.0)	(0.7)	(0.4)	(2.7)	(96.1)	(0.4)
J金融・保険業	100.0	23.8	22.2	1.6	76.2 (100.0)	(10.9)	(4.6)	(47.0)	(53.2)	(0.2)
K不動産業	100.0	56.9	56.9	-	43.1 (100.0)	(9.7)	(-)	(61.2)	(36.4)	(2.4)
Lサービス業	100.0	46.8	38.6	8.2	53.2 (100.0)	(1.0)	(23.5)	(12.5)	(67.6)	(0.6)
【規 模】										
500人以上	100.0	19.9	9.5	10.4	80.1 (100.0)	(6.7)	(6.0)	(27.3)	(78.3)	(3.1)
100～499人	100.0	29.3	23.8	5.5	70.7 (100.0)	(4.7)	(13.7)	(14.1)	(79.9)	(0.5)
30～99人	100.0	32.2	28.2	4.0	67.8 (100.0)	(4.6)	(11.9)	(29.2)	(59.1)	(3.0)

育児休業制度の規定を有する事業所において、H4.4.1～H5.5.1までの間に育児休業を開始した者がいた事業所＝100.0 %

第17表 産業及び規模別育児休業開始者のうち代替要員を採用された者の割合

(%)

区 分	代替要員の 採用割合
計	26.0
【産業】	
D 鉱 業	-
E 建 設 業	1.4
F 製 造 業	13.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	59.6
H 運輸・通信業	6.9
I 卸売・小売業、飲食店	17.0
J 金融・保険業	33.4
K 不 動 産 業	47.4
L サービス業	37.3
【規模】	
500人以上	17.1
100～499人	31.6
30～99人	27.2

育児休業制度の規定を有する事業所におけるH4.4.1～H5.5.1までの間の育児休業開始者=100.0 %

第18表 産業及び規模別復職者割合

(%)

区 分	育児休業取得者に 占める復職者割合	女子育児休業取得 者に占める復職者 割合	男子育児休業取得 者に占める復職者 割合
計	84.7	84.6	100.0
【産業】			
D 鉱 業	100.0	100.0	-
E 建 設 業	87.9	87.5	100.0
F 製 造 業	81.0	80.9	100.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	98.9	98.9	-
H 運輸・通信業	88.7	88.7	100.0
I 卸売・小売業、飲食店	79.9	79.9	-
J 金融・保険業	90.0	90.0	-
K 不 動 産 業	90.8	88.2	100.0
L サービス業	86.5	86.2	100.0
【規模】			
500人以上	88.7	88.6	100.0
100～499人	79.8	79.8	100.0
30～99人	86.6	86.3	100.0

育児休業制度の規定を有する事業所においてH4.4.1～H5.3.31までの1年間に復職予定であった者=100.0 %

第19表 産業、規模及び取得した育児休業期間別育児休業取得者割合

(%)

区 分	女 子							男 子		
	計	3 か 月 未満	3 ～ 6 か月未満	6 ～ 10 か月未満	10～12 か月未満	12か 月 以上	無 回 答	計	3 か 月 未満	3 ～ 6 か月未満
計	100.0	25.7	33.0	19.6	16.6	3.2	1.9	100.0	99.1	0.9
【産 業】										
D 鉱 業	100.0	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
E 建設業	100.0	28.6	21.4	17.9	14.3	17.9	-	100.0	100.0	-
F 製造業	100.0	26.4	33.3	19.7	17.7	1.8	1.2	100.0	100.0	-
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.1	27.0	27.5	31.4	-	-	100.0	-	-
H 運輸・通信業	100.0	6.2	42.6	32.5	10.0	8.7	-	100.0	-	100.0
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	12.1	15.6	22.4	11.4	20.4	18.1	100.0	-	-
J 金融・保険業	100.0	31.0	28.4	20.6	20.0	-	-	100.0	-	-
K 不動産業	100.0	-	43.3	44.8	11.9	-	-	100.0	100.0	-
L サービス業	100.0	28.5	35.9	17.4	15.6	1.6	0.1	100.0	100.0	-
【規 模】										
500人以上	100.0	25.1	26.3	24.0	20.5	3.2	0.9	100.0	82.6	17.4
100～499人	100.0	29.1	33.4	20.9	14.5	1.6	0.6	100.0	100.0	-
30～99人	100.0	23.3	37.3	15.5	15.6	4.5	3.8	100.0	100.0	-

H4.4.1～H5.3.31の間に復職した育児休業取得者＝100.0%

(注) 復職者の男女比は、1：99である。

第20表 産業、規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無及び勤務時間の短縮等の措置の導入の有無別事業所割合

(%)

区 分	計	勤務時間の短縮等の措置を実施している	措 置 の 種 類 (M . A .)					勤務時間の短縮等の措置を実施していない
			短時間勤務制度	フレックスタイム制度	時差出勤制度	所定外労働の免除	事業所内託児施設	
合 計	100.0	41.3 (100.0)	(63.1)	(15.0)	(23.5)	(48.4)	(4.6)	58.7
【産 業】								
D 鉱 業	100.0	30.6 (100.0)	(60.3)	(8.3)	(14.0)	(52.5)	(-)	69.4
E 建設業	100.0	32.0 (100.0)	(71.3)	(17.5)	(18.6)	(42.5)	(-)	68.0
F 製造業	100.0	34.0 (100.0)	(64.0)	(17.8)	(21.2)	(51.4)	(2.1)	66.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.8 (100.0)	(94.4)	(2.1)	(19.1)	(38.6)	(-)	14.2
H 運輸・通信業	100.0	48.0 (100.0)	(70.0)	(15.1)	(35.0)	(40.1)	(2.4)	52.0
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	42.5 (100.0)	(74.4)	(14.6)	(30.4)	(42.8)	(1.9)	57.5
J 金融・保険業	100.0	73.8 (100.0)	(34.7)	(8.3)	(11.1)	(82.4)	(-)	26.2
K 不動産業	100.0	36.4 (100.0)	(58.7)	(5.1)	(22.6)	(40.4)	(0.9)	63.6
L サービス業	100.0	39.0 (100.0)	(57.4)	(16.4)	(20.6)	(38.1)	(17.2)	60.8
【規 模】								
500人以上	100.0	76.8 (100.0)	(62.8)	(16.3)	(15.6)	(54.8)	(6.0)	23.2
100～499人	100.0	57.3 (100.0)	(65.3)	(12.2)	(20.5)	(44.7)	(8.5)	42.5
30～99人	100.0	37.0 (100.0)	(62.3)	(15.9)	(24.9)	(49.3)	(3.3)	63.0
【労働組合の有無】								
労働組合あり	100.0	61.6 (100.0)	(63.6)	(17.3)	(22.9)	(52.2)	(1.9)	38.4
労働組合なし	100.0	28.0 (100.0)	(62.3)	(11.7)	(24.4)	(42.8)	(8.7)	72.0
【育児休業制度の規定の有無】								
規定あり	100.0	73.2 (100.0)	(65.5)	(14.7)	(22.4)	(50.1)	(3.8)	26.8
規定なし	100.0	8.4 (100.0)	(41.2)	(18.4)	(34.0)	(33.2)	(12.6)	91.6

事業所総数=100.0%

第21表 勤務時間の短縮等の措置の最長利用期間等別事業所割合

(%)

区 分	計	措 置 の 最 長 利 用 期 間				短 縮 す る 時 間 の 長 さ			
		子が1歳 に達する まで	子が1歳 以上2歳 に達する まで	子が2歳 以上	無 回 答	1日1時 間以内	1日2時 間以内	1日2時 間を超え る	無 回 答
【措 置】									
短時間勤務制度	100.0	67.8	5.4	25.8	1.0	36.7	31.8	26.0	5.5
フレックスタイム制度	100.0	53.1	5.3	36.2	5.4				
時差出勤制度	100.0	57.6	6.8	34.8	0.9				
所定外労働の免除	100.0	81.7	2.9	14.6	0.8				

各措置のある事業所=100.0 %

第22表 産業、規模及び勤務時間の短縮等の措置の利用者の有無別事業所割合

(%)

区 分	計	勤務時間の短縮 等の措置の利用 者ありの事業所	勤務時間の短縮 等の措置の利用 者なしの事業所
合 計	100.0	12.9	87.1
【産 業】			
D 鉱 業	100.0	—	100.0
E 建設業	100.0	17.6	82.4
F 製造業	100.0	13.1	86.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18.2	81.8
H 運輸・通信業	100.0	2.8	97.2
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	9.2	90.8
J 金融・保険業	100.0	3.8	96.2
K 不動産業	100.0	20.9	79.1
L サービス業	100.0	23.3	76.7
【規 模】			
500人以上	100.0	29.1	70.9
100～499人	100.0	16.0	84.0
30～99人	100.0	9.7	90.3

勤務時間の短縮等の措置を有する事業所においてH4.4.1～H5.3.31の1年間に出産した者（配偶者が出産した男子を含む。）のうち、H5.5.1までの間に措置（事業所内託児施設を除く。）の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）のいた事業所の割合である。

第23表 産業及び規模別勤務時間の短縮等の措置あり事業所の出産者（配偶者が出産した男子労働者を含む。）に占める利用者割合 (%)

区 分	出産者に占める 措置の利用者の 割合	女 子	男 子	出産した女子 労働者に占め る措置の利用 者の割合	配偶者が出産 した男子労働 者に占める措 置の利用者の 割合
計	4.6 (100.0)	(96.3)	(3.7)	21.0	0.2
【産 業】					
D 鉱 業	- (-)	(-)	(-)	-	-
E 建設業	5.4 (100.0)	(84.5)	(15.5)	40.6	0.9
F 製造業	3.4 (100.0)	(98.1)	(1.9)	18.0	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	4.8 (100.0)	(99.7)	(0.3)	35.4	0.0
H 運輸・通信業	0.8 (100.0)	(100.0)	(-)	9.2	-
I 卸売・小売業、飲食店	5.9 (100.0)	(93.9)	(6.1)	31.6	0.4
J 金融・保険業	2.8 (100.0)	(100.0)	(-)	9.5	-
K 不動産業	4.9 (100.0)	(44.5)	(55.5)	9.5	3.6
L サービス業	9.1 (100.0)	(96.4)	(3.6)	27.5	0.5
【規 模】					
500人以上	4.0 (100.0)	(92.6)	(7.4)	19.5	0.4
100～499人	5.8 (100.0)	(97.9)	(2.1)	29.8	0.1
30～99人	3.7 (100.0)	(97.5)	(2.5)	14.1	0.1

勤務時間の短縮等の措置を有する事業所においてH4.4.1～H5.3.31 までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男子を含む。）に占める、H5.5.1までの間に措置（事業所内託児施設を除く。）の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）の割合である。

第24表 産業、規模及び託児施設の有無別事業所割合

(%)

区 分	計	託児施設を設 置している	託児施設を設 置していない	無 回 答
計	100.0	1.9	98.0	0.0
【産 業】				
D 鉱 業	100.0	-	100.0	-
E 建設業	100.0	-	100.0	-
F 製造業	100.0	0.7	99.3	-
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-
H 運輸・通信業	100.0	1.1	98.9	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	0.8	99.1	0.1
J 金融・保険業	100.0	-	100.0	-
K 不動産業	100.0	0.3	99.7	-
L サービス業	100.0	6.7	93.2	0.1
【規 模】				
500人以上	100.0	4.6	95.4	-
100～499人	100.0	4.9	94.9	0.3
30～99人	100.0	1.2	98.8	-

事業所総数=100.0 %

第25表 託児施設の対象乳幼児の年齢設定状況

(%)

区 分	計	最 高 年 齢		
		3歳未満	3歳～小 学校就学 まで	無 回 答
計	100.0	11.8	86.6	1.6
【最低年齢】				
6か月未満	65.9	10.2	55.7	-
6か月～12か月未満	12.5	1.6	10.9	-
1歳～3歳未満	20.0	0.0	20.0	-
無回答	1.6	-	-	1.6

託児施設のある事業所=100.0 %

第26表 託児施設の開設時間別事業所割合

(%)

計	6～8 時 間 未 満	8～10 時 間 未 満	10～12 時 間 未 満	12時間 以上	24時間	無回答	平均開 設時間
100.0	2.8	43.1	27.0	5.3	12.4	9.3	11:34

託児施設のある事業所= 100.0%

第27表 規模別介護休業制度の適用労働者割合

(%)

区 分	総 数	介護休業制度の適用労働者
計	100.0	29.2
【規 模】		
500人以上	100.0	62.0
100～499人	100.0	25.4
30～99人	100.0	15.2

(注) 介護休業制度の適用労働者割合＝介護休業制度ありの事業所の労働者数÷全常用労働者数×100

第28表 産業、規模、介護休業制度の有無及び介護休業制度の形態別事業所割合

(%)

区 分	計	制度ありの 事業所	介護休業制度の形態				制度な しの事 業所
			休業・休暇 ・休職等	失効年次 有給休暇	その他	無回答	
計	100.0	16.3(100.0)	(93.8)	(5.6)	(0.1)	(0.4)	83.7
【産 業】							
D鉱 業	100.0	8.7(100.0)	(95.5)	(4.5)	(-)	(-)	91.3
E建 設 業	100.0	9.3(100.0)	(95.8)	(4.2)	(-)	(-)	90.7
F製 造 業	100.0	14.2(100.0)	(94.9)	(4.1)	(0.0)	(1.0)	85.8
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.4(100.0)	(96.3)	(2.7)	(0.9)	(0.1)	15.6
H運 輸 ・ 通 信 業	100.0	15.7(100.0)	(90.9)	(9.1)	(-)	(-)	84.3
I卸売・小売業、飲食店	100.0	17.4(100.0)	(88.2)	(11.4)	(-)	(0.3)	82.6
J金 融 ・ 保 険 業	100.0	41.0(100.0)	(98.7)	(0.9)	(-)	(0.4)	59.0
K不 動 産 業	100.0	13.0(100.0)	(96.1)	(1.3)	(-)	(2.6)	87.0
Lサ ー ビ ス 業	100.0	11.6(100.0)	(96.3)	(2.9)	(0.8)	(0.0)	88.4
【規 模】							
500人以上	100.0	51.9(100.0)	(94.7)	(5.2)	(0.1)	(0.0)	48.1
100～499人	100.0	22.5(100.0)	(93.2)	(5.9)	(0.2)	(0.8)	77.5
30～99人	100.0	14.2(100.0)	(94.0)	(5.5)	(0.1)	(0.3)	85.8

事業所総数＝100.0%

第29表 産業、規模並びに介護休業制度の有無及び介護休業制度の根拠別事業所割合

(%)

区 分	計	制度あり の事業所	介護休業制度の根拠(M.A.)					制度なしの事 業所
			労働協約	就業規則	慣 行	その他	無回答	
計	100.0	16.3 (100.0)	(39.5)	(65.9)	(19.5)	(10.5)	(0.7)	83.7
【産 業】								
D 鉱 業	100.0	8.7 (100.0)	(5.0)	(9.5)	(61.1)	(9.0)	(20.4)	91.3
E 建 設 業	100.0	9.3 (100.0)	(26.6)	(57.6)	(41.8)	(1.9)	(-)	90.7
F 製 造 業	100.0	14.2 (100.0)	(38.5)	(54.8)	(29.5)	(8.9)	(0.6)	85.8
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	84.4 (100.0)	(80.4)	(88.9)	(-)	(8.1)	(0.9)	15.6
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	15.7 (100.0)	(72.8)	(67.6)	(16.1)	(9.3)	(-)	84.3
I 卸売・小売業、飲食 店	100.0	17.4 (100.0)	(40.1)	(62.4)	(18.2)	(10.2)	(-)	82.6
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	41.0 (100.0)	(29.6)	(89.3)	(0.1)	(16.7)	(3.3)	59.0
K 不 動 産 業	100.0	13.0 (100.0)	(22.8)	(66.7)	(2.6)	(27.5)	(-)	87.0
L サ ー ビ ス 業	100.0	11.6 (100.0)	(25.2)	(61.0)	(25.8)	(9.5)	(-)	88.4
【規 模】								
500人以上	100.0	51.9 (100.0)	(65.5)	(81.5)	(4.5)	(12.3)	(0.1)	48.1
100～499人	100.0	22.5 (100.0)	(54.3)	(72.0)	(13.7)	(6.4)	(-)	77.5
30～ 99人	100.0	14.2 (100.0)	(32.3)	(62.5)	(22.6)	(11.8)	(1.1)	85.8

事業所総数=100.0%

第30表 介護休業制度の導入時期別事業所割合

(%)

計	～昭和 49年度	50～ 59	60～ 平成元	2年度	3年度	4年度	5年度	無回答
100.0	4.0	10.5	10.3	4.1	9.6	39.6	14.3	7.6

介護休業制度ありの事業所=100.0%

第31表 規模、介護休業制度の根拠、介護休業制度の形態及び最長休業期間別事業所割合

(%)

区 分	計	期 間 の 最 高 限 度 を 決 め て い る 事 業 所								期間の限度 はなく、必 要日数取得 できる事業 所	無回 答
		1か月 未満	1～3 か月未 満	3～6 か月未 満	6か月 ～1年 未満	1 年	1年を 超える 期間	その他			
計	100.0	80.3 (100.0)	(2.3)	(8.1)	(12.0)	(12.4)	(56.4)	(4.8)	(3.9)	19.4	0.2
【規 模】 500人以上	100.0	96.3 (100.0)	(0.9)	(2.9)	(3.9)	(9.2)	(75.0)	(4.2)	(4.0)	3.0	0.6
100～499人	100.0	88.2 (100.0)	(2.7)	(4.6)	(9.5)	(9.5)	(62.7)	(5.5)	(5.6)	11.2	0.7
30～ 99人	100.0	76.4 (100.0)	(2.3)	(10.1)	(13.8)	(13.9)	(52.0)	(4.6)	(3.2)	23.6	0.0
【制度の根拠】 労 働 協 約	100.0	98.9 (100.0)	(3.7)	(7.2)	(13.5)	(4.6)	(64.5)	(4.4)	(2.1)	1.1	0.1
就 業 規 則	100.0	93.7 (100.0)	(2.5)	(4.8)	(12.3)	(11.2)	(59.8)	(5.2)	(4.3)	6.3	0.1
慣 行	100.0	28.7 (100.0)	(0.1)	(8.1)	(10.1)	(42.1)	(32.2)	(0.5)	(6.9)	71.1	0.2
そ の 他	100.0	84.5 (100.0)	(0.4)	(11.5)	(13.3)	(33.1)	(34.1)	(6.6)	(1.1)	14.0	1.5
【制度の形態】 休業・休暇・休 職等	100.0	79.5 (100.0)	(0.9)	(4.0)	(12.7)	(13.4)	(59.8)	(5.2)	(4.1)	20.4	0.1
失効年次有給休 暇	100.0	98.8 (100.0)	(21.9)	(62.2)	(2.3)	(0.5)	(11.1)	(-)	(2.0)	0.5	0.8
そ の 他	100.0	78.5 (100.0)	(5.3)	(85.4)	(5.3)	(-)	(4.1)	(-)	(-)	21.5	-

介護休業制度ありの事業所=100.0%

第32表 介護休業制度の根拠及び対象となる要介護者の範囲別事業所割合

(%)

区分	計	制限あり の事業所	要介護者の範囲 (M. A.)								制限 なし の事 業所	無回 答
			配偶者	本人の 父母	子 供	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他	無回答		
計	100.0	85.7 (100.0)	(97.1)	(95.5)	(91.0)	(81.5)	(42.3)	(30.7)	(14.1)	(0.0)	14.1	0.2
【制度の根拠】												
労働協約	100.0	96.2 (100.0)	(98.3)	(98.3)	(89.4)	(88.1)	(46.3)	(24.5)	(11.2)	(-)	3.6	0.2
就業規則	100.0	92.8 (100.0)	(98.6)	(97.7)	(90.4)	(84.3)	(40.0)	(26.3)	(11.2)	(-)	7.2	0.0
慣行	100.0	56.1 (100.0)	(99.5)	(89.4)	(96.3)	(74.4)	(51.2)	(50.9)	(19.8)	(0.4)	43.9	-
その他	100.0	91.9 (100.0)	(86.5)	(90.4)	(87.3)	(65.6)	(43.0)	(34.6)	(38.4)	(-)	7.1	1.0

介護休業制度ありの事業所=100.0%

(注)「祖父母」、「兄弟姉妹」については、本人の父母、兄弟姉妹に限っている場合も含む。

第33表 最長休業期間及び対象となる要介護者との関係別事業所割合

(%)

区 分	計	条件あり の事業所	条 件 の 内 容 (M.A.)										条件 なし の事業 所	無回 答
			同居・扶 養の条件 ありの事 業所	同 居 ・ 扶 養 の 条 件				他に介 護者が いない	本人の 介護が 必要又 は適当	その他	無回答			
				同 居 の み	扶 養 の み	同居か つ扶養	同居又 は扶養					無回答		
【最長休業期間】 最高限度を決めている	計	100.0	(48.2) [100.0]	[35.2]	[11.1]	[14.7]	[32.8]	[6.2]	(53.5)	(32.0)	(2.0)	(1.8)	24.6	0.1
	1 か月未満	100.0	(49.5) [100.0]	[32.8]	[12.2]	[13.6]	[34.4]	[7.1]	(54.8)	(28.3)	(2.3)	(2.1)	19.3	-
	1 ～3 か月未満	100.0	(37.1) [100.0]	[27.6]	[6.5]	[1.4]	[54.5]	[-]	(78.3)	(0.8)	(-)	(-)	35.6	-
	3 ～6 か月未満	100.0	(56.2) [100.0]	[44.3]	[2.9]	[42.8]	[9.9]	[-]	(58.5)	(9.4)	(0.8)	(-)	23.0	-
	6 か月～1 年未満	100.0	(40.8) [100.0]	[40.0]	[37.4]	[3.4]	[19.3]	[-]	(26.2)	(14.0)	(21.1)	(21.2)	44.8	-
	1 年	100.0	(64.4) [100.0]	[18.3]	[31.1]	[4.9]	[45.7]	[-]	(37.5)	(40.2)	(0.9)	(-)	16.1	-
	1 年を超える期間	100.0	(49.1) [100.0]	[34.6]	[4.0]	[13.0]	[36.5]	[12.0]	(60.1)	(31.4)	(0.6)	(0.6)	15.1	-
	その他	100.0	(22.7) [100.0]	[28.4]	[-]	[22.0]	[49.6]	[-]	(79.7)	(14.7)	(0.3)	(-)	6.4	-
	限度はなく、必要日数 取得できる	100.0	(53.6) [100.0]	[34.7]	[36.1]	[10.5]	[18.6]	[-]	(40.0)	(40.0)	(-)	(-)	8.9	-
		100.0	(40.4) [100.0]	[53.2]	[2.9]	[23.2]	[20.8]	[-]	(45.0)	(55.9)	(0.1)	(-)	47.0	-

介護休業制度ありの事業所＝100.0%

第34表 対象となる労働者の範囲別事業所割合

(%)

計	期間を定めて雇用される者					
	該当労働者ありの事業所				該当労働者なしの事業所	無回答
		休業できる	休業できない	無回答		
100.0	40.0 (100.0)	(25.3)	(72.4)	(2.3)	59.5	0.5

計	65歳を超える者					
	該当労働者ありの事業所				該当労働者なしの事業所	無回答
		休業できる	休業できない	無回答		
100.0	18.9 (100.0)	(47.8)	(50.4)	(1.9)	80.9	0.2

計	一定の勤続年数に満たない者			1年以内に退職することが明らかな者		
	休業できる	休業できない	無回答	休業できる	休業できない	無回答
100.0	48.3	50.1	1.7	46.2	50.9	2.9

介護休業制度ありの事業所=100.0%

第35表 最長休業期間及び申請時期別事業所割合

(%)

区 分	計	15日前～ 1か月前まで	8日前～ 14日前まで	～7日前 まで	その他	定めがない	無回答
計	100.0	35.9	9.2	7.3	5.0	42.4	0.2
【最長休業期間】							
最高限度を決めている	100.0	42.7	11.1	6.9	5.3	33.9	0.1
1か月未満	100.0	53.9	1.3	17.9	-	26.8	-
1～3か月未満	100.0	1.3	11.3	26.0	0.7	50.6	-
3～6か月未満	100.0	9.6	2.0	6.7	29.7	52.1	-
6か月～1年未満	100.0	21.2	22.7	3.3	6.0	46.8	0.0
1年	100.0	59.0	12.4	3.4	1.7	23.4	0.1
1年を超える期間	100.0	61.0	0.4	19.4	-	19.2	-
その他	100.0	35.4	1.8	7.3	0.1	55.4	-
限度はなく、必要日数 取得できる	100.0	8.2	1.3	9.0	3.9	77.6	-

介護休業制度ありの事業所=100.0%

第36表 認定方法別事業所割合

(M.A.) (%)

計	申請書の提出	医師等の診断書 の提出	福祉事務所の認定 書等の提出	住民票の提出	面接	その他	無回答
100.0	80.3	58.8	1.1	5.9	19.7	7.8	3.9

介護休業制度ありの事業所=100.0%

第37表 規模、最長休業期間及び取得回数の制限の有無別事業所割合

(%)

区 分	計	制限あり の事業所	制 限 内 容												制限 なし の事業所	無回 答
			同一要介護者につき				同一要介護者の同一疾病につき				在 職 中 に つ き				その他 無回答	
			1 回	2 回	3 回 以上	無回答	1 回	2 回	3 回 以上	無回答	1 回	2 回	3 回 以上	無回答		
【規 模】	計	35.2 (100.0)	(65.2) [100.0]	(63.0) [96.7]	(1.7) [2.5]	(0.3) [0.4]	(26.0) [100.0]	(23.9) [92.0]	(0.2) [0.9]	(1.7) [6.7]	(5.6) [100.0]	(0.5) [9.1]	(4.2) [74.7]	(0.0) [0.2]	(2.7) (0.6)	64.6 0.2
	500人以上	50.5 (100.0)	(61.5) [100.0]	(58.5) [95.1]	(2.2) [3.6]	(-) [1.4]	(31.7) [100.0]	(29.3) [92.4]	(0.7) [2.1]	(1.1) [3.6]	(3.6) [100.0]	(1.6) [43.1]	(1.8) [49.7]	(0.1) [3.2]	(2.5) (0.7)	49.0 0.5
	100~499人	38.7 (100.0)	(60.4) [100.0]	(58.8) [97.3]	(1.0) [1.6]	(0.3) [0.4]	(29.3) [100.0]	(28.1) [96.0]	(0.7) [2.3]	(0.3) [0.9]	(3.7) [100.0]	(1.4) [39.4]	(1.9) [51.7]	(-) [1.7]	(5.0) (1.7)	60.5 0.8
	30~ 99人	32.7 (100.0)	(67.6) [100.0]	(65.3) [96.6]	(1.9) [2.8]	(0.3) [0.5]	(23.9) [100.0]	(21.5) [89.9]	(-) [1.7]	(2.4) [10.1]	(5.6) [100.0]	(-) [1.5]	(5.4) [91.5]	(-) [1.5]	(1.8) (0.1)	67.2 0.0
【最長休業期間】 最長限度を決めている	計	43.0 (100.0)	(65.5) [100.0]	(63.3) [96.6]	(1.7) [2.6]	(0.3) [0.4]	(26.3) [100.0]	(24.2) [92.0]	(0.2) [0.9]	(1.8) [6.7]	(5.3) [100.0]	(0.5) [9.8]	(4.3) [80.0]	(0.0) [0.2]	(2.2) (0.6)	57.0 0.0
	1か月未満	14.8 (100.0)	(37.6) [100.0]	(37.6) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(62.4) [100.0]	(62.4) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	85.2 -
	1~3か月未満	12.3 (100.0)	(46.2) [100.0]	(37.3) [80.8]	(-) [1.7]	(8.9) [19.2]	(23.9) [100.0]	(18.9) [79.3]	(3.5) [14.5]	(-) [1.7]	(1.3) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(26.6) (2.1)	87.7 -
	3~6か月未満	37.7 (100.0)	(66.0) [100.0]	(63.4) [96.1]	(2.0) [3.0]	(-) [1.7]	(20.2) [100.0]	(18.9) [93.6]	(1.0) [5.0]	(-) [1.7]	(5.0) [100.0]	(0.1) [1.5]	(0.8) [16.9]	(-) [1.7]	(8.6) (0.1)	62.3 -
	6か月~1年未満	46.8 (100.0)	(69.9) [100.0]	(69.5) [99.5]	(0.3) [0.5]	(-) [1.7]	(27.9) [100.0]	(27.5) [98.7]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(2.3) [100.0]	(0.2) [8.7]	(1.5) [68.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	53.2 -
	1年	52.7 (100.0)	(64.9) [100.0]	(62.6) [96.4]	(2.0) [3.1]	(0.1) [0.2]	(27.9) [100.0]	(25.2) [90.6]	(0.1) [0.2]	(2.6) [9.2]	(5.8) [100.0]	(0.1) [2.2]	(5.7) [97.6]	(0.0) [0.2]	(0.7) (0.2)	47.3 0.0
	1年を超える期間	28.6 (100.0)	(86.4) [100.0]	(84.6) [97.9]	(1.8) [2.1]	(-) [1.7]	(0.6) [100.0]	(0.6) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(12.4) [100.0]	(11.9) [96.7]	(0.5) [4.3]	(-) [1.7]	(0.5) (-) [1.7]	71.4 -
	その他	5.8 (100.0)	(26.7) [100.0]	(26.7) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(23.5) [100.0]	(20.3) [86.2]	(3.2) [13.8]	(-) [1.7]	(3.4) [100.0]	(3.4) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(35.5) (10.9)	93.5 0.7
	制度はなく、必要日数 取得できる	3.2 (100.0)	(44.0) [100.0]	(44.0) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(4.0) [100.0]	(4.0) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(21.2) [100.0]	(-) [1.7]	(-) [1.7]	(21.2) [100.0]	(30.7) (-) [1.7]	96.8 -

介護休業制度ありの事業所=100.0%

第38表 休業期間中の金銭支給の有無及び内容別事業所割合

イ 会社からの金銭支給（産業、規模、制度の形態、最長休業期間並びに休業期間中の金銭支給の有無及び内容別事業所割合）（％）

区 分	計	金銭の支給 ありの事業所	金銭支給の内容 (H.A.)								金銭の支給 なしの事業所	無回答
			毎月金銭の 支給ありの事業 所	支 給 額					賞与、一時 金の支給ありの 事業所			
				所定内 給与額の 100 %相当	定 率	定 額	労働者自 担分の社 会保険料 相当額	その他		無回答		
計	100.0	43.8 (100.0)	(65.7) [100.0]	[29.2]	[10.3]	[4.2]	[49.0]	[7.1]	[0.1]	(47.9)	56.0	0.2
【産 業】												
D 鉱 業	100.0	29.9 (100.0)	(31.8) [100.0]	[47.4]	[-]	[-]	[52.6]	[-]	[-]	(68.2)	70.1	-
E 建 設 業	100.0	71.4 (100.0)	(95.6) [100.0]	[42.4]	[2.3]	[-]	[54.8]	[0.5]	[-]	(39.9)	28.6	-
F 製 造 業	100.0	37.0 (100.0)	(66.7) [100.0]	[19.2]	[9.4]	[16.5]	[50.1]	[4.5]	[0.3]	(50.0)	62.8	0.3
G電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	37.8 (100.0)	(16.9) [100.0]	[16.0]	[14.5]	[-]	[61.3]	[-]	[8.2]	(87.2)	61.7	0.5
H運 輸 ・ 通 信 業	100.0	83.8 (100.0)	(67.8) [100.0]	[13.0]	[15.5]	[-]	[58.7]	[12.7]	[-]	(40.9)	16.2	-
I卸売・小売業、飲食 店	100.0	45.5 (100.0)	(50.0) [100.0]	[49.1]	[0.1]	[2.4]	[46.1]	[2.3]	[-]	(59.1)	53.3	0.0
J金 融 ・ 保 険 業	100.0	20.3 (100.0)	(61.2) [100.0]	[3.8]	[3.4]	[-]	[66.1]	[26.6]	[-]	(40.9)	79.2	0.4
K不 動 産 業	100.0	34.0 (100.0)	(59.5) [100.0]	[6.4]	[12.8]	[-]	[68.0]	[12.8]	[-]	(90.5)	66.0	-
Lサ ー ビ ス 業	100.0	43.6 (100.0)	(84.0) [100.0]	[41.6]	[23.2]	[0.2]	[29.4]	[5.5]	[-]	(34.3)	56.3	0.1
【規 模】												
500人以上	100.0	49.0 (100.0)	(62.1) [100.0]	[14.8]	[5.8]	[12.3]	[64.2]	[2.9]	[-]	(49.0)	50.6	0.4
100～499人	100.0	46.9 (100.0)	(69.0) [100.0]	[15.9]	[10.3]	[9.2]	[61.3]	[2.9]	[0.5]	(37.2)	52.4	0.6
30～ 99人	100.0	42.4 (100.0)	(64.8) [100.0]	[36.0]	[10.7]	[1.4]	[42.7]	[9.2]	[-]	(51.9)	57.6	-
【制度の形態】												
休業・休暇・休職等	100.0	41.1 (100.0)	(61.7) [100.0]	[15.0]	[12.2]	[5.1]	[59.3]	[8.3]	[0.2]	(49.6)	58.9	0.1
失効年次有給休暇	100.0	91.2 (100.0)	(96.5) [100.0]	[98.6]	[0.7]	[-]	[0.7]	[-]	[-]	(33.1)	8.2	0.6
そ の 他	100.0	77.1 (100.0)	(100.0) [100.0]	[9.5]	[23.8]	[-]	[4.1]	[62.5]	[-]	(67.9)	22.9	-
【最長休業期間】												
最高限度を決めてい る	100.0	43.7 (100.0)	(65.5) [100.0]	[24.9]	[11.8]	[5.2]	[49.5]	[8.6]	[0.1]	(50.4)	56.3	0.0
1か月未満	100.0	90.7 (100.0)	(100.0) [100.0]	[78.5]	[-]	[-]	[6.2]	[15.3]	[-]	(18.4)	9.3	-
1～3か月未満	100.0	72.8 (100.0)	(78.7) [100.0]	[91.7]	[3.2]	[-]	[1.3]	[3.8]	[-]	(50.9)	27.2	-
3～6か月未満	100.0	23.7 (100.0)	(79.9) [100.0]	[8.2]	[4.0]	[-]	[46.4]	[41.3]	[-]	(61.4)	76.3	-
6か月～1年未満	100.0	28.6 (100.0)	(91.3) [100.0]	[0.1]	[34.5]	[4.8]	[39.3]	[21.3]	[-]	(58.2)	71.4	0.0
1年	100.0	42.9 (100.0)	(48.6) [100.0]	[6.4]	[15.1]	[10.5]	[66.1]	[1.8]	[0.2]	(58.3)	57.0	0.0
1年を超える期間	100.0	79.9 (100.0)	(93.3) [100.0]	[-]	[1.0]	[0.4]	[98.7]	[-]	[-]	(6.7)	20.1	-
その他	100.0	30.6 (100.0)	(81.3) [100.0]	[23.3]	[22.1]	[9.7]	[33.6]	[11.2]	[-]	(36.9)	69.4	-
限度はなく、必要日 数取得できる	100.0	44.8 (100.0)	(66.8) [100.0]	[46.5]	[4.3]	[-]	[47.5]	[1.4]	[0.4]	(37.2)	55.2	-

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第38表 休業期間中の金銭支給の有無及び内容別事業所割合

□ 共済会等からの金銭支給

(%)

区 分	計	金銭の支給ありの事業所	金銭支給の内容(M.A.)		金銭の支給なしの事業所	無回答
			毎月金銭の支給あり	一時金の支給あり		
計	100.0	11.1 (100.0)	(49.3)	(58.8)	88.5	0.3

介護休業制度あり事業所=100.0%

第39表 労働者負担分の社会保険料の支払方法及び復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合

(%)

計	毎月会社、共済会等が負担又は支給する金銭の中から差し引く	労働者が毎月支払う（会社へ持参又は口座へ振り込む）	会社、共済会等が介護休業終了時まで立て替える	復職後の返済免除制度の有無				その他	無回答
				復職後一定期間勤務すれば全額免除される	復職後一定期間勤務すれば一部免除される	返済は免除されない	無回答		
100.0	27.2	44.4	26.5 (100.0)	(21.4)	(2.8)	(75.7)	(0.1)	1.3	0.5

介護休業制度あり事業所=100.0%

第40表 休業を開始した者の人数別事業所割合（男女計）

(%)

計	休業を開始した者ありの事業所						休業を開始した者なしの事業所
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上	
100.0	14.8 (100.0)	(60.6)	(22.7)	(2.9)	(3.1)	(10.7)	85.2

介護休業制度あり事業所=100.0%

(注) 平成 2年 4月 1日から平成 5年 3月31日までの間に介護休業を開始した者についての状況である。

第41表 休業を開始した者の男女比及び1年度
当たりの休業を開始した者の人数
(%, 人)

休業を開始した者の男女比			1年度当たり の休業を開始 した者の数
計	女子	男子	
100.0	76.9	23.1	0.19

(注) 平成 2年 4月 1日から平成 5年 3月31日
までの間に介護休業を開始した者について
の状況である。

第42表 男女、介護休業利用後の復職状況別利用者割合

(%)

男 女 計			女 子			男 子		
計	復職者	退職者	計	復職者	退職者	計	復職者	退職者
100.0	84.1	15.9	100.0	85.1	14.9	100.0	80.6	19.4

(注) 平成 2年 4月 1日から平成 5年 3月31日までの間に復職予定だった者で、
復職又は退職した者の状況である。

第43表 男女、最長休業期間及び利用期間別労働者割合

(%)

区 分	計	1週間 未満	1～2週 間未満	2週間 ～1か月 未満	1～3か 月未満	3～6か 月未満	6か月～ 1年未満	1年以上
計	100.0	4.3	16.7	23.1	23.6	16.0	6.0	0.4
【男女別】								
女 子	100.0	12.9	16.1	26.4	24.1	16.4	3.7	0.5
男 子	100.0	19.6	18.5	11.0	21.8	14.6	14.4	-
【最長休業期間】								
最高限度を決めている	100.0	7.0	8.5	14.6	30.8	26.1	12.6	0.3
1か月未満	100.0	46.2	13.0	40.7	-	-	-	-
1～3か月未満	100.0	55.7	31.2	3.6	9.5	-	-	-
3～6か月未満	100.0	17.6	26.0	47.4	8.0	0.9	-	-
6か月～1年未満	100.0	1.3	2.2	20.2	20.7	28.2	27.5	-
1年	100.0	0.9	3.6	9.4	39.0	36.2	10.4	0.6
1年を超える期間	100.0	-	38.6	3.2	8.8	45.3	2.7	1.3
その他	100.0	5.3	5.7	3.7	81.2	0.3	3.9	-
限度はなく、必要日数 取得できる	100.0	18.9	21.7	28.4	19.1	9.7	1.8	0.4

(注) 平成 2年 4月 1日～平成 5年 3月31日までに介護休業の利用を終了して復職した者についての状況である。

第44表 規模及び介護休業制度の導入検討予定別事業所割合

(%)

区 分	計	実施検討予定ありの事業所				実施検討予定なしの事業所	無回答
		1年以内に実施予定	現在、検討中	今後、検討する	無回答		
計	100.0	31.5 (100.0)	(13.6)	(83.7)	(0.0)	68.1	0.4
【規模】							
500人以上	100.0	53.0 (100.0)	(25.0)	(66.6)	(-)	46.2	0.8
100～499人	100.0	37.8 (100.0)	(17.1)	(77.6)	(0.1)	61.7	0.5
30～99人	100.0	30.0 (100.0)	(12.5)	(85.6)	(-)	69.7	0.3

介護休業制度なしの事業所 = 100.0%

第45表 産業、規模並びに勤務時間短縮等の措置の有無及び勤務時間短縮等の措置の根拠別事業所割合
(%)

区 分	計	措置あり の事業所	措置の根拠(M.A.)					措置な しの事 業所
			労働協約	就業規則	慣 行	その他	無回答	
計	100.0	7.5 (100.0)	(31.3)	(54.3)	(33.5)	(12.0)	(0.8)	92.3
【産 業】								
D 鉱 業	100.0	4.3 (100.0)	(9.9)	(18.9)	(81.1)	(-)	(-)	95.7
E 建 設 業	100.0	5.1 (100.0)	(24.1)	(51.8)	(47.9)	(0.3)	(-)	94.9
F 製 造 業	100.0	5.4 (100.0)	(29.2)	(41.0)	(44.5)	(12.5)	(1.9)	94.3
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	13.1 (100.0)	(87.4)	(88.1)	(-)	(-)	(-)	86.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	12.4 (100.0)	(58.4)	(70.0)	(18.4)	(21.0)	(0.1)	87.6
I 卸売・小売業、飲食 店	100.0	11.4 (100.0)	(23.2)	(49.9)	(40.7)	(10.1)	(-)	88.6
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	8.4 (100.0)	(16.1)	(83.9)	(-)	(-)	(-)	91.4
K 不 動 産 業	100.0	5.8 (100.0)	(30.9)	(67.6)	(30.9)	(1.4)	(-)	94.2
L サ ー ビ ス 業	100.0	4.3 (100.0)	(26.2)	(46.8)	(32.3)	(17.9)	(3.4)	94.9
【規 模】								
500人以上	100.0	23.3 (100.0)	(64.4)	(74.8)	(4.2)	(19.5)	(1.0)	76.3
100～499人	100.0	9.0 (100.0)	(51.6)	(70.3)	(16.7)	(8.8)	(0.2)	90.7
30～ 99人	100.0	6.8 (100.0)	(23.0)	(48.2)	(40.4)	(12.4)	(1.0)	92.9

事業所総数=100.0%

第46表 勤務時間短縮等の措置の導入時期別事業所割合

(%)

計	～昭和 49年度	50～ 59	60～ 平成元	2年度	3年度	4年度	5年度	無回答
100.0	1.5	9.0	4.6	2.8	5.7	42.7	18.1	15.7

勤務時間短縮等の措置ありの事業所=100.0%

第47表 産業、規模、介護休業制度の有無、勤務時間短縮等の措置の有無及び勤務時間短縮等の措置の形態別事業所割合

(%)

区 分	計	措置あり の事業所	措 置 の 形 態 (M.A.)					措置なし の事業所
			短時間勤 務制度	一定の時間単位で 勤務しない時間 請求する制度	介護のための フレックスタイム制度	出勤・退 社時間の 変更	その他	
計	100.0	7.5 (100.0)	(65.6)	(21.2)	(14.5)	(23.2)	(10.9)	92.3 (1.8)
【産業】								
D 鉱業	100.0	4.3 (100.0)	(100.0)	(-)	(9.9)	(40.6)	(-)	95.7 (-)
E 建設業	100.0	5.1 (100.0)	(94.1)	(44.8)	(48.2)	(44.8)	(-)	94.9 (-)
F 製造業	100.0	5.4 (100.0)	(59.8)	(15.6)	(12.3)	(25.3)	(0.1)	94.3 (0.1)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	13.1 (100.0)	(86.8)	(-)	(-)	(6.0)	(-)	86.9 (-)
H 運輸、通信業	100.0	12.4 (100.0)	(86.4)	(9.2)	(9.2)	(13.5)	(-)	87.6 (0.1)
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	11.4 (100.0)	(60.8)	(33.4)	(16.4)	(27.5)	(-)	88.6 (-)
J 金融・保険業	100.0	8.4 (100.0)	(36.2)	(2.1)	(-)	(-)	(47.9)	91.4 (15.9)
K 不動産業	100.0	5.8 (100.0)	(61.8)	(-)	(-)	(38.2)	(-)	94.2 (-)
L サービス業	100.0	4.3 (100.0)	(62.7)	(18.9)	(16.6)	(26.7)	(10.1)	94.9 (4.7)
【規模】								
500人以上	100.0	23.3 (100.0)	(83.2)	(4.0)	(15.5)	(9.6)	(7.0)	76.3 (1.0)
100～499人	100.0	9.0 (100.0)	(76.8)	(9.4)	(9.5)	(20.9)	(3.0)	90.7 (-)
30～99人	100.0	6.8 (100.0)	(61.1)	(25.9)	(15.9)	(24.9)	(13.5)	92.9 (2.4)
【介護休業制度の有無】								
介護休業制度あり	100.0	36.8 (100.0)	(71.8)	(19.4)	(15.5)	(19.5)	(10.2)	63.1 (1.5)
介護休業制度なし	100.0	1.8 (100.0)	(40.4)	(28.8)	(10.4)	(38.0)	(14.0)	97.9 (3.1)

事業所総数＝100.0%

第48表 平日1日の勤務時間の最長短縮時間別事業所割合

(%)

計	1時間未満	1時間以上 ～2時間未 満	2時間以上 ～3時間未 満	3時間以上 ～4時間未 満	4時間以上	無回答
100.0	7.0	29.2	20.2	19.9	15.1	8.7

短時間勤務制度ありの事業所=100.0%

第49表 勤務時間短縮等の措置の根拠、勤務時間短縮等の措置の形態、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置の最長期間別事業所割合

(%)

区 分	計	期間の最高限度を決めている事業所							期間の限度 はなく、必 要期間受け られる事業 所	無回 答
			1か月 未満	1か月 ～3か 月未満	3か月 ～6か 月未満	6か月 ～1年 未満	1 年	1年を 超える 期間	その他	
計	100.0	55.3 (100.0)	(-)	(0.9)	(7.1)	(5.5)	(49.4)	(31.5)	(5.6)	42.5 2.2
【措置の根拠】										
労働協約	100.0	86.2 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(0.3)	(53.5)	(39.1)	(7.1)	13.7 0.1
就業規則	100.0	80.7 (100.0)	(-)	(-)	(8.4)	(5.6)	(44.4)	(35.6)	(5.1)	16.6 2.7
慣行	100.0	12.1 (100.0)	(-)	(4.3)	(4.3)	(3.7)	(70.2)	(5.8)	(11.7)	86.9 1.0
その他	100.0	43.4 (100.0)	(-)	(6.3)	(1.9)	(-)	(71.3)	(15.0)	(5.5)	56.6 -
【措置の形態】										
短時間勤務制度	100.0	69.3 (100.0)	(-)	(1.1)	(0.7)	(6.3)	(49.4)	(37.7)	(4.8)	30.2 0.6
介護時間	100.0	22.0 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(58.4)	(31.7)	(9.9)	78.0 -
フレックスタイム制度	100.0	38.9 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(1.5)	(60.7)	(37.6)	(0.1)	61.1 -
出勤・退社時間の変更	100.0	40.8 (100.0)	(-)	(3.3)	(-)	(1.6)	(76.8)	(15.3)	(3.1)	58.9 0.3
その他	100.0	43.4 (100.0)	(-)	(-)	(76.7)	(-)	(16.6)	(-)	(6.7)	56.6 -
【介護休業制度の有無】										
介護休業制度あり	100.0	65.0 (100.0)	(-)	(1.0)	(7.6)	(5.7)	(49.9)	(30.1)	(5.8)	33.4 1.6
介護休業制度なし	100.0	15.4 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(2.5)	(41.4)	(54.5)	(1.6)	79.7 4.9

勤務時間短縮等の措置ありの事業所=100.0%

第50表 勤務時間短縮等の措置の形態及び勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の人数別事業所割合（男女計）

（％）

区 分	計	措置の利用を開始した者ありの事業所				措置の利用を開始した者なしの事業所
			1 人	2 人	3人以上	
計	100.0	14.5 (100.0)	(54.2)	(13.3)	(32.5)	85.5
【措置の形態】						
短 時 間 勤 務 制 度	100.0	11.1 (100.0)	(56.1)	(16.2)	(27.7)	88.9
介 護 時 間	100.0	26.1 (100.0)	(58.7)	(7.0)	(34.4)	73.9
フレックスタイム制度	100.0	30.8 (100.0)	(13.9)	(19.0)	(67.1)	69.2
出勤・退社時間の変更	100.0	28.1 (100.0)	(29.1)	(18.8)	(52.1)	71.9
そ の 他	100.0	37.2 (100.0)	(69.1)	(-)	(30.9)	62.8

（注）平成 2年 4月 1日～平成 5年 3月31日までの間に措置の利用を開始した者の状況である。

第51表 勤務時間短縮等の措置の形態別勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の男女比及び1事業所1年度当たりの勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の人数
（％、人）

区 分	措置の利用を開始した者の男女比			1事業所1年度当たりの措置の利用を開始した者の人数
	計	女子	男子	
計	100.0	60.4	39.6	0.34
【措置の形態】				
短時間勤務制度	100.0	47.7	52.3	0.09
介護時間	100.0	61.6	38.4	0.01
フレックスタイム制度	100.0	51.4	48.6	0.26
出勤・退社時間の変更	100.0	55.5	44.5	0.62
その他の	100.0	42.7	57.3	0.01

（注）平成 2年 4月 1日～平成 5年 3月31日までの間に措置の利用を開始した者の状況である。

第52表 男女、勤務時間短縮等の措置の最長期間、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置の利用期間別労働者割合

(%)

区 分	計	1週間未満	1～2週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上
計	100.0	23.5	11.2	28.9	21.7	3.1	4.6	7.0
【男女別】								
女 子	100.0	1.7	6.0	39.5	30.9	4.6	7.1	10.1
男 子	100.0	59.3	19.7	11.5	6.5	0.7	0.4	1.9
【最長期間】								
最高限度を決めている	100.0	14.8	18.7	5.1	16.8	19.8	23.9	0.8
1か月未満	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1か月～3か月未満	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-
3か月～6か月未満	100.0	-	-	-	-	-	-	-
6か月～1年未満	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1年	100.0	-	-	-	29.3	30.4	38.9	1.5
1年を超える期間	100.0	28.5	-	-	10.4	33.0	28.1	-
その他	100.0	59.3	14.8	25.9	-	-	-	-
限度はなく、必要期間受けられる	100.0	24.4	10.4	31.3	22.2	1.5	2.6	7.6
【介護休業制度の有無】								
介護休業制度あり	100.0	25.9	16.6	18.3	23.7	4.2	5.3	5.9
介護休業制度なし	100.0	20.5	4.6	41.7	19.3	1.8	3.7	8.4

(注) 平成 2年 4月 1日～平成 5年 3月31日までに措置の利用を終了した者についての状況である。

第53表 勤務時間短縮等の措置導入検討予定別事業所割合

(%)

計	実施検討予定ありの事業所				実施検討予定なしの事業所	無回答
		1年以内に実施予定	現在、検討中	今後、検討する	無回答	
100.0	26.8 (100.0)	(1.1)	(14.9)	(84.0)	72.6	0.6

勤務時間短縮等の措置なしの事業所=100.0%

第54表 産業、規模並びに女子再雇用制度の有無及び根拠別事業所割合

(%)

区 分	計	制度あり	労 働 協 約	就 業 規 則	慣 行	その他	無回答	制度なし	無 回 答
計	100.0	19.7 (100.0)	(13.3)	(32.1)	(41.9)	(21.3)	(0.4)	80.2	0.1
【産 業】									
D 鉱 業	100.0	17.9 (100.0)	(14.2)	(21.9)	(54.0)	(19.7)	(2.2)	82.1	-
E 建設業	100.0	5.4 (100.0)	(24.4)	(45.9)	(24.7)	(29.5)	(-)	94.6	-
F 製造業	100.0	18.6 (100.0)	(7.8)	(21.9)	(50.0)	(16.3)	(0.9)	81.3	0.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.2 (100.0)	(30.7)	(70.7)	(4.0)	(29.2)	(-)	66.8	-
H 運輸・通信業	100.0	9.3 (100.0)	(30.6)	(54.3)	(27.3)	(15.2)	(-)	90.7	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	23.0 (100.0)	(13.7)	(49.9)	(32.6)	(13.0)	(0.0)	76.7	0.4
J 金融・保険業	100.0	51.6 (100.0)	(23.0)	(23.9)	(18.4)	(41.8)	(-)	48.4	-
K 不動産業	100.0	10.8 (100.0)	(-)	(55.7)	(26.7)	(19.7)	(-)	89.2	-
L サービス業	100.0	18.3 (100.0)	(5.4)	(20.9)	(57.4)	(21.1)	(0.5)	81.6	0.1
【規 模】									
500人以上	100.0	29.6 (100.0)	(33.6)	(39.3)	(17.6)	(30.8)	(0.6)	70.4	-
100～499人	100.0	21.9 (100.0)	(21.0)	(37.6)	(35.3)	(21.0)	(0.0)	78.1	0.1
30～99人	100.0	19.0 (100.0)	(10.6)	(30.4)	(44.3)	(21.0)	(0.4)	80.8	0.2

事業所総数=100.0 %

第55表 産業、規模及び再雇用制度の導入時期別事業所割合

(%)

区 分	計	昭和49年 度以前	昭和50～ 59年度	昭和60年 度～平成 元年度	平成2～ 3年度	平成4～ 5年度	無 回 答
計	100.0	6.4	16.9	20.9	20.7	13.1	22.1
【産 業】							
D 鉱 業	100.0	2.4	24.1	9.9	9.9	9.9	43.9
E 建設業	100.0	-	21.2	27.3	2.7	27.3	21.5
F 製造業	100.0	10.7	16.4	22.4	13.7	9.5	27.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.6	-	13.1	65.7	14.6	-
H 運輸・通信業	100.0	-	51.8	15.2	5.7	15.0	12.2
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	4.7	20.8	11.0	27.5	14.2	21.8
J 金融・保険業	100.0	2.9	9.2	20.8	36.4	12.0	18.6
K 不動産業	100.0	3.1	-	73.3	19.7	3.9	-
L サービス業	100.0	8.0	11.0	31.9	11.5	15.7	22.0
【規 模】							
500人以上	100.0	15.5	7.1	25.1	27.5	15.2	9.6
100～499人	100.0	10.6	14.4	20.7	20.7	13.9	19.7
30～99人	100.0	5.0	17.8	20.8	20.5	12.8	23.1

女子再雇用制度ありの事業所=100.0%

第56表 産業、規模及び制度の適用を受けた退職者がいた事業所の有無別事業所割合並びに女子労働者に占める制度の適用を受けた退職者の割合 (%)

区 分	計	制度の適用を受けた退職者がいた	制度の適用を受けなかった退職者がいた	女子労働者に占める退職者の割合
計	100.0	13.5	86.5	1.0
【産業】				
D 鉱業	100.0	-	100.0	-
E 建設業	100.0	25.2	74.8	3.2
F 製造業	100.0	15.1	84.9	0.7
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.4	91.6	0.4
H 運輸・通信業	100.0	20.8	79.2	2.0
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	9.4	90.6	1.0
J 金融・保険業	100.0	14.0	86.0	2.1
K 不動産業	100.0	3.1	96.9	3.0
L サービス業	100.0	13.6	86.4	0.5
【規模】				
500人以上	100.0	35.3	64.7	1.1
100～499人	100.0	23.3	76.7	1.0
30～99人	100.0	10.3	89.7	0.9

女子再雇用制度ありの事業所 = 100.0 %
 女子労働者に占める退職者の割合とは、女子再雇用制度がある事業所の女子労働者に占める、制度の適用を受けて退職した者の割合である。

第57表 産業、規模及び制度の適用を受けた再雇用者がいた事業所の有無別事業所割合並びに女子労働者に占める制度の適用を受けた再雇用者の割合 (%)

区 分	計	制度の適用を受けた再雇用者がいた	制度の適用を受けなかった再雇用者がいた	女子労働者に占める再雇用者の割合
計	100.0	15.6	84.4	0.5
【産業】				
D 鉱業	100.0	21.9	78.1	2.4
E 建設業	100.0	42.7	57.3	2.3
F 製造業	100.0	16.2	83.8	0.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	15.7	84.3	0.4
H 運輸・通信業	100.0	8.5	91.5	0.5
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	11.2	88.8	0.3
J 金融・保険業	100.0	7.7	92.3	0.8
K 不動産業	100.0	26.7	73.3	0.9
L サービス業	100.0	26.1	73.9	0.7
【規模】				
500人以上	100.0	16.2	83.8	0.2
100～499人	100.0	22.7	77.3	0.5
30～99人	100.0	13.7	86.3	0.8

女子再雇用制度ありの事業所 = 100.0 %
 女子労働者に占める再雇用者の割合とは、女子再雇用制度がある事業所の女子労働者に占める、制度の適用を受けて再雇用された者の割合である。

平成 5 年度

女子雇用管理基本調査

調 査 票

総務庁承認番号 No 18736
承認期限 平成5年7月31日まで

※ 都道府 県番号	※ 事業所番号	※産業分類		※ 規模番号		
		大	中	1	2	3

※印欄は記入しないでください。

平成5年度女子雇用管理基本調査 育児・介護休業制度等実施状況調査票



労働省婦人局

この調査は、統計以外の目的に使用されることはありませんので、事実をありのまま記入してください。

記入上の注意

- この調査は、特に断りのない限り、該当する番号1つを○で囲んでください。
- この調査は、特に断りのない限り、平成5年5月1日現在の状況について記入してください。
- この調査は、平成5年5月31日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- この調査についてご質問等がありましたら、右記婦人少年室までお問い合わせください。

問い合わせ先

記入者	所属部課	TEL
	氏名	

I 事業所の属性に関する事項

(同一企業であっても、本社、支社、工場等は、それぞれ別個の事業所となります。)

事業所の名称					
所在地					
事業所の事業の内容 又は主な製品名					
(注) 常用労働者数等 (平成5年5月1日現在)	常用労働者総数	うち女子常用労働者数	労働組合の有無	有	1
	人	人		無	2

(注) 常用労働者とは、次の者をいいます。

- イ 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者
- ロ 取締役、理事などの役員であっても、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則あるいは同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ハ 上記イ、ロの条件に該当する、他企業からの出向者（なお、他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。)

II 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(育児休業制度は、育児休業法に規定する子供を育てるためにする休業制度をいい、労働基準法に規定している産前産後休業、育児時間とは別の制度です。)

問1 育児休業制度の規定の有無、種類

(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

制度の規定あり	1	→ 問4へ お進みください。	労働協約	就業規則	その他
制度の規定なし	2				

問2 育児休業制度の内容

- (1) 対象者 (制度の対象者としているかいないかをそれぞれの労働者についてお答えください。)
イ、ロ、ハについては該当者がいるかいないかについてもお答えください。

	該当者がいない	該当者がいる		対象としている	対象としていない
イ 日々雇用される労働者	1	2	→	1	2
ロ 期間を定めて雇用される労働者	1	2	→	1	2
ハ 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2	→	1	2
ニ 勤続1年未満の労働者			→	1	2
ホ 配偶者(内縁関係の妻又は夫を含む)が、常態として子を養育することができる者である労働者			→	1	2
ヘ 1年以内に退職することが明らかな労働者			→	1	2

- (2) 休業期間 (子供が何歳になるまで育児休業をすることができますか。)

子が1歳に達するまで	1
子が1歳以上2歳に達するまで	2
子が2歳以上	3

(注) 子供の年齢ではなく、年数で決めている場合等は、子供の年齢に換算してお答えください。

問3 育児休業中及び育児休業後の労働条件等の取扱い

- (1) 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の有無

- イ 会社からの金銭支給 (給与としてではなく、育児休業手当等として支給されたものも含みます。)
事業主が労働者負担分の社会保険料を負担する場合も含みます。

(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

毎月金銭の支給あり	☐
賞与、一時金等の支給あり	☐
金銭の支給なし	3 ☐

- ロ 共済会等からの金銭支給

(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

毎月金銭の支給あり	☐
一時金の支給あり	☐
金銭の支給なし	3 ☐

所定内給与額の100%相当額を支給	1
定 率	2
定 額	3
労働者負担分の社会保険料相当額	4
その他(具体的に)	5

→ 所定内給与額の %
 円

- (2) 休業中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

毎月会社、共済会等が労働者負担分の保険料を負担する又は支給する金銭の中から差し引く	1
労働者が毎月支払う(会社に保険料を持参する又は会社の指定した口座に保険料を振込む)	2
会社、共済会等が育児休業終了時まで立て替える	3
その他(具体的に)	4

→ 復職後、返済免除制度の有無

復職後一定期間勤務すれば全額免除される	1
復職後一定期間勤務すれば一部免除される	2
返済は免除されない	3

- (3) 育児休業を取得した者の定期昇給の取扱い

定期昇給時期に昇給する	1
復職時に調整して昇給する	2
昇給時期を延伸する	3
定期昇給しない	4
定期昇給の制度がない	5

- (4) 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

出勤日又は休業期間に応じて支給する	1
一定額又は一定率支給する	2
支給しない	3
賞与の制度がない	4

(5) 復職後の賃金の取扱い

休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する	1
能力等を考慮して調整するので、休業前の額を下回ることもある	2
その他（具体的に	3

(6) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

原則として全期間を勤続年数に算入する	1
原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する	2
勤続年数に全く算入しない	3
退職金制度がない	4

(7) 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

講じている	1	→措置の内容 (該当する番号すべてを○で囲んでください。)
講じていない	2	

休業中の情報提供（社内報、職場・仕事の情報）	3
職場復帰のための講習	
その他の措置（具体的に	

(8) 復職後の職場・職種

原則として原職復帰する	1
本人の希望を考慮し会社が決定	2
会社の人事管理等の都合により決定	3

問4 育児休業制度の利用者の状況

(1) 出産者数（又は配偶者が出産した者の数）、育児休業者数

イ 平成4年4月1日から平成5年3月31日までの出産者数 (男子の場合は、配偶者が出産した者の数)	女子	男子
	人	人
ロ イのうち平成5年5月1日までの間に育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）	女子	男子
	人	人

(2) 代替要員の採用状況

（平成4年4月1日から平成5年5月1日までに育児休業を開始した労働者について、代替要員の採用の有無を人数）
でお答えください。

育児休業中の代替要員が採用された育児休業者	人	採用しなかった理由 (該当する番号すべてを○で囲んでください。)
育児休業中の代替要員が採用されなかった育児休業者	人	
		人件費のコストが高いため
		人員確保が困難であるため
		休職者が復職した場合の代替要員の処遇が難しいため
		採用する必要がなかった
		その他（具体的に

(3) 休業終了後の復職状況（平成4年4月1日から平成5年3月31日までに復職予定だった者について、
復職した者及び退職した者の数を記入してください。）

復職した者	女子	人	男子	人
復職予定であったが退職した者	女子	人	男子	人

(4) 休業期間

（平成4年4月1日から平成5年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者について記入してください。）

3か月未満	女子	人	男子	人	10か月～12か月未満	女子	人	男子	人
3か月～6か月未満	女子	人	男子	人	12か月～18か月未満	女子	人	男子	人
6か月～10か月未満	女子	人	男子	人	18か月以上	女子	人	男子	人

（注）利用期間とは、子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいいます。

2 勤務時間の短縮等働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置に関する事項

問5 勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の有無、根拠（それぞれの制度についてお答えください。）（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

	制度なし	制度あり		労働協約	就業規則	その他
短時間勤務制度（注）	1	2	→			
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	1	2	→			
時差出勤制度	1	2	→			
所定外労働の免除	1	2	→			

（注）短時間勤務制度とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法の規定に基づく育児時間は含みません。

(2) 制度の内容（問5(1)で「制度あり」と回答した制度についてお答えください。）

	制度の最長利用期間			短縮する時間の長さ		
	子が1歳に達するまで	子が1歳以上2歳に達するまで	子が2歳以上	1日1時間以内	1日2時間以内	1日2時間を超える
短時間勤務制度	1	2	3	1	2	3
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3			
時差出勤制度	1	2	3			
所定外労働の免除	1	2	3			

(3) 制度の利用者数

（問4(1)イの出産者（又は配偶者が出産した者）について、平成5年5月1日までの間に育児のために制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数を記入してください。）

	女子	男子
短時間勤務制度	人	人
フレックスタイム制度	人	人
時差出勤制度	人	人
所定外労働の免除	人	人

（注）同一労働者が複数の制度を利用した場合には、それぞれの制度に計上してください。

問6 乳幼児のいる労働者のための託児施設の設置

設置している	1	→イ 対象乳幼児の年齢幅 か月 ~ 歳まで
設置していない	2	

→ロ 1日の開設時間 時 分 ~ 時 分まで

→ハ 今後の予定

1年以内に設置を予定している	1
設置を検討している	2
設置の検討はしていない	3

問7 乳幼児のいる労働者の保育に要する経費等の援助措置

援助措置あり	1	→ 援助の内容 具体的に
援助措置なし	2	

問8 働きながら子育てをする労働者を援助するその他の制度

問5、問6及び問7の制度以外に働きながら子育てをする労働者を援助する制度があればお書きください。

Ⅲ 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度

介護休業制度は、家族等の介護・看護のために一定期間休業等を認める制度をいい、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除きます。

なお、慣行等で介護のために休業することを認めている場合も「制度あり」としてお答えください。

問9 介護休業制度の有無、制度

の根拠

制度あり	1
制度なし	2

問14へ

お進みください。

(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

労働協約	就業規則	慣行	その他
------	------	----	-----

問10 制度の導入時期

昭和・平成 年度(注)

(注) 例えば平成4年度とは、平成4年4月1日から、平成5年3月31日までの間をいいます。

問11 介護休業制度の形態(注1) (主な形態の番号を1つ○で囲んでください。)

休業・休暇・休職等	1
失効年次有給休暇(注2)	2
その他(具体的に)	3

(注1) 介護のために一定期間の休業等を認める形態として、複数の形態がある場合は、主な形態についてお答えください。また、以下の間についても、問11で○で囲んだ形態の制度についてお答えください。さらに、正社員と臨時社員等とで制度等の内容が異なる場合は、正社員に適用される制度についてお答えください。

(注2) 「失効年次有給休暇」とは、有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、これを介護のために取得することを認めるものです。

問12 介護休業制度の内容

(1) 対象となる要介護者の範囲(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

制限あり	1	配偶者	本人の父母	子 供	配偶者の父母	祖父母(注1)	兄弟姉妹(注2)	その他
制限なし	2							

(注1) (注2) 本人の祖父母、兄弟姉妹に限っている場合であっても○で囲んでください。

(2) 介護休業を取得できる労働者と要介護者との関係

(1)で○で囲んだ要介護者に条件を設けているかいないかをお答えください。一部の者についてのみ条件がある場合、もお答えください。

(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

条件あり	1
条件なし	2

同居や扶養を条件としている
他に介護をする人がいないことを条件としている
本人の介護が必要又は適当であることを条件としている
その他(具体的に)

同居・扶養の条件の内容

同居している者のみ	1
扶養している者のみ	2
同居かつ扶養している者のみ	3
同居又は扶養している者のみ	4

(3) 介護休業を取得できる労働者の範囲 (次の労働者について、介護休業を取得できるかできないかをお答えください。イ、ロについては、該当者がいるかいないかについてもお答えください。)

	該当者がいない	該当者がいる	休業できる	休業できない
イ 期間を定めて雇用される者	1	2	1	2
ロ 65歳を超える者	1	2	1	2
ハ 一定の勤続年数に満たない者			1	2
ニ 1年以内に退職することが明らかな者			1	2

(4) 申請手続

イ 申請時期

15日前～1か月前まで	1
8日前～14日前まで	2
7日前まで	3
その他(具体的に)	4
定めがない	5

ロ 認定方法(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

申請書の提出
医師等の診断書の提出
福祉事務所の認定書等の提出
住民票の提出
面接
その他(具体的に)

(5) 最長休業期間

期間の最高限度を決めている	1	→ 1回につき原則として { 年 月 } か月 } を限度とする 又は { 日 }
期間の限度はなく、必要日数取得できる	2	

→ その他(具体的に)

(6) 取得回数

制限あり	1	→ 回数 回
制限なし	2	
同一要介護者につき	1	
同一要介護者の同一疾病につき	2	
在職中につき	3	
その他(具体的に)	4	

(7) 休業期間中の賃金等の取扱い

イ 会社からの金銭支給 (給与としてではなく、見舞金、援助金等として支給されたものも含みます。)
事業主が労働者負担分の社会保険料を負担する場合も含みます。

(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

毎月金銭の支給あり		所定内給与額の100%相当額を支給	1	→ 所定内給与額の % 円
賞与、一時金等の支給あり		定率	2	
金銭の支給なし		3	定額	
	労働者負担分の社会保険料相当額	4		
	その他(具体的に)	5		

□ 共済会等からの金銭支給
(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

毎月金銭の支給あり	
一時金の支給あり	
金銭の支給なし	

(8) 休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

毎月会社、共済会等が労働者負担分の保険料を負担する又は支給する金銭の中から差し引く	1	→ 復職後の返済免除制度の有無
労働者が毎月支払う(会社に保険料を持参する又は会社の指定した口座に保険料を振込む)	2	
会社、共済会等が介護休業終了時まで立て替える	3	
その他(具体的に)	4	

復職後一定期間勤務すれば全額免除される	1
復職後一定期間勤務すれば一部免除される	2
返済は免除されない	3

問13 介護休業制度の利用状況

(1) 平成2年4月1日から平成5年3月31日までの間に介護休業を開始した者の人数

女子	人
男子	人

(注) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。
ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

(2) 休業利用後の復職状況

(平成2年4月1日から平成5年3月31日までの間に復職予定だった者で、復職又は退職した者の数)

	女子	男子
復職した者	人	人
復職予定であったが休業終了時まで退職した者	人	人

(3) 利用期間（平成2年4月1日～平成5年3月31日までに介護休業の利用を終了して復職した者）

	1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上
女 子	人	人	人	人	人	人	人
男 子	人	人	人	人	人	人	人

（問14は、問9において「介護休業制度なし」と回答した事業所のみお答えください。）

問14 介護休業制度の実施検討予定

あ り	1	→	1年以内に実施予定	1
な し	2		現在、検討中	2
			今後、検討する	3

2 勤務時間短縮等の措置

（勤務時間短縮等の措置とは、介護のための措置であって問17に掲げているものをいいます。）

問15 勤務時間短縮等の措置の有無、根拠

措置あり	1	→ 問19へ お進みください。	(該当する番号すべてを○で囲んでください。)			
措置なし	2		労働協約	就業規則	慣 行	その他

問16 制度の導入時期

昭和・平成	年度（注）
-------	-------

（注）例えば平成4年度とは、平成4年4月1日から、平成5年3月31日までの間をいいます。

問17 勤務時間短縮等の措置の内容

(1) 措置の形態（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

短時間勤務制度（注）	平日1日の勤務時間の最長短縮時間
一定の時間単位で労働者が個々に勤務しない時間を請求することを認める制度	1時間未満 1
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	1時間以上～2時間未満 2
出勤・退社時間の変更（労働時間の変更は伴わないもの）	2時間以上～3時間未満 3
その他（具体的に)	3時間以上～4時間未満 4
	4時間以上 5

（注）短時間勤務制度とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定するものをいいます。

(2) 措置の受けられる期間

（(1)において2つ以上の措置を実施し、措置の利用できる期間が異なる場合は、期間が最も長いものについて記入し）

期間の最高限度を決めている	1	→ 1回につき原則として	年 か月	を限度とする
期間の限度はなく、必要期間受けられる	2			
		→ その他（具体的に)		

問18 勤務時間短縮等の措置の利用状況

(1) 平成2年4月1日から平成5年3月31日までの間に措置の利用を開始した人数

措 置 の 内 容	女 子	男 子
短時間勤務制度	人	人
一定の時間単位で労働者が個々に勤務しない時間を請求することを認める制度	人	人
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	人	人
出勤・退社時間の変更（労働時間の変更は伴わないもの）	人	人
その他	人	人

（注）同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

同一労働者が2つ以上の措置を利用した場合は、それぞれに1人として計上してください。

(2) 利用期間（平成2年4月1日～平成5年3月31日までに措置の利用を終了した者）

	1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上
女 子	人	人	人	人	人	人	人
男 子	人	人	人	人	人	人	人

（問19は、問15において「措置なし」と回答した事業所のみお答えください。）

問19 勤務時間短縮等の措置の実施検討予定

あ り	1	→	1年以内に実施予定	1
な し	2		現在、検討中	2
			今後、検討する	3

3 家族の介護を行う労働者に関するその他の措置

問20 家族の介護を行う労働者に関して介護休業制度、勤務時間短縮等の措置のほかに実施している措置があれば、簡単に記入ください。

（介護のために退職した者の再雇用制度、融資制度、ホームヘルプ制度、情報提供、介護講習等）
（共済会、健保組合等で実施している場合もご記入ください。）

会社で 	共済会、健保組合等で
---------------------	----------------------------

IV 女子再雇用制度に関する事項

（出産、育児等により退職した女子を再び自社に雇い入れる制度をいい（パートタイム労働者として再雇用された）場合を含みます。）、企業グループで実施しているものを含みます。定年後の再雇用は含みません。

問21 女子再雇用制度の

有無、根拠

制度あり	1	→	（該当する番号すべてを○で囲んでください。）			
制度なし	2		労働協約	就業規則	慣 行	その他

問22 制度の導入時期

昭和・平成 年度（注）

（注）例えば平成4年度とは、平成4年4月1日から、平成5年3月31日までの間をいいます。

（問23は問21において「制度あり」と回答した事業所のみお答えください。）

問23 女子再雇用制度の利用状況

平成4年4月1日～平成5年3月31日までに再雇用制度の適用となり、退職した者の数	人
平成4年4月1日～平成5年3月31日までに再雇用制度により再雇用された者の数	人

— お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました —